

令和6年度 第2回群馬県最低賃金専門部会 会議次第

令和6年8月2日
前橋地方合同庁舎
1階 共用会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 中央最低賃金審議会の目安答申の報告について
- (2) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (3) 群馬県最低賃金額の審議について
- (4) その他

3 閉 会

群馬地方最低賃金審議会
第2回 群馬県最低賃金専門部会

資 料 目 次

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 2 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果（概要）
- 3 群馬県における生活保護と最低賃金の比較
- 4 最低賃金時給大幅引き上げの実現に関する申し入れ

日本共産党群馬県委員会、日本共産党群馬県議団

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象を含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1~3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回することは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

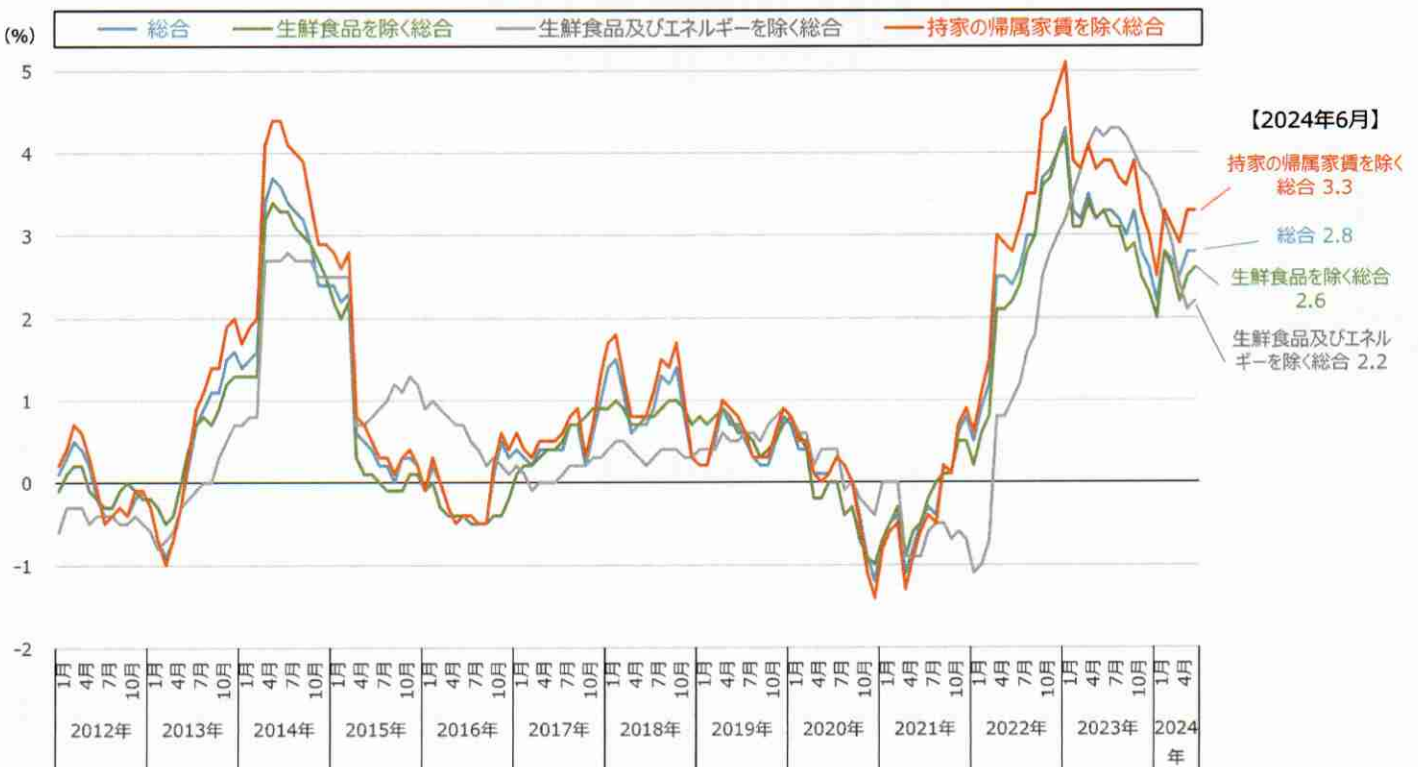
である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

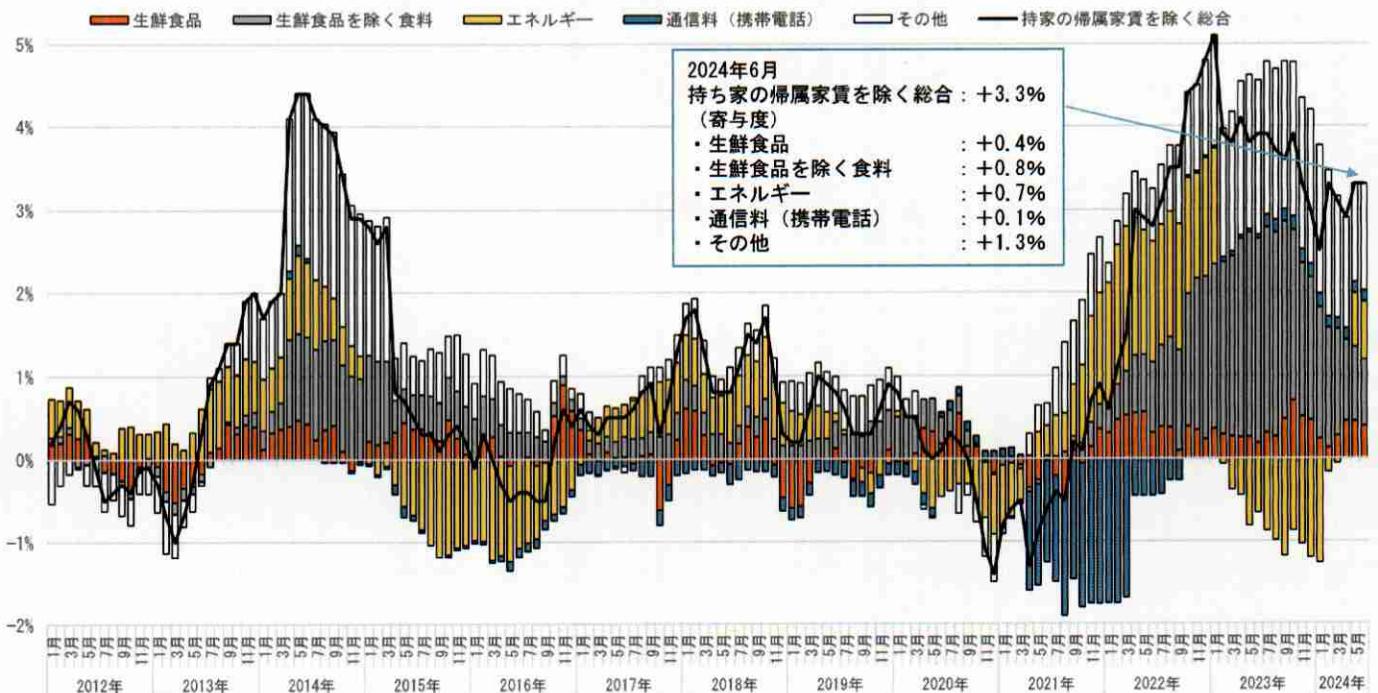
- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



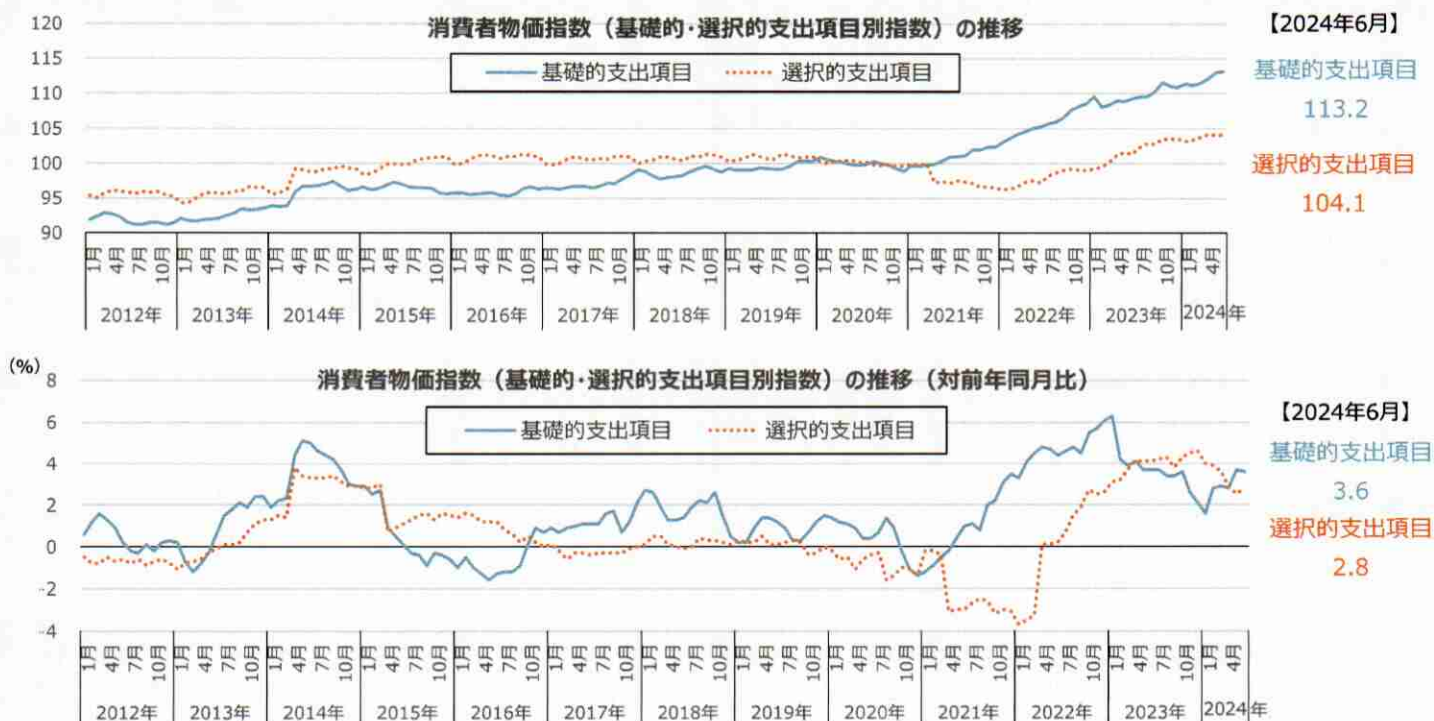
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

- (注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) / 前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

3

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- ・ 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- ・ 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh
 高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh
 高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

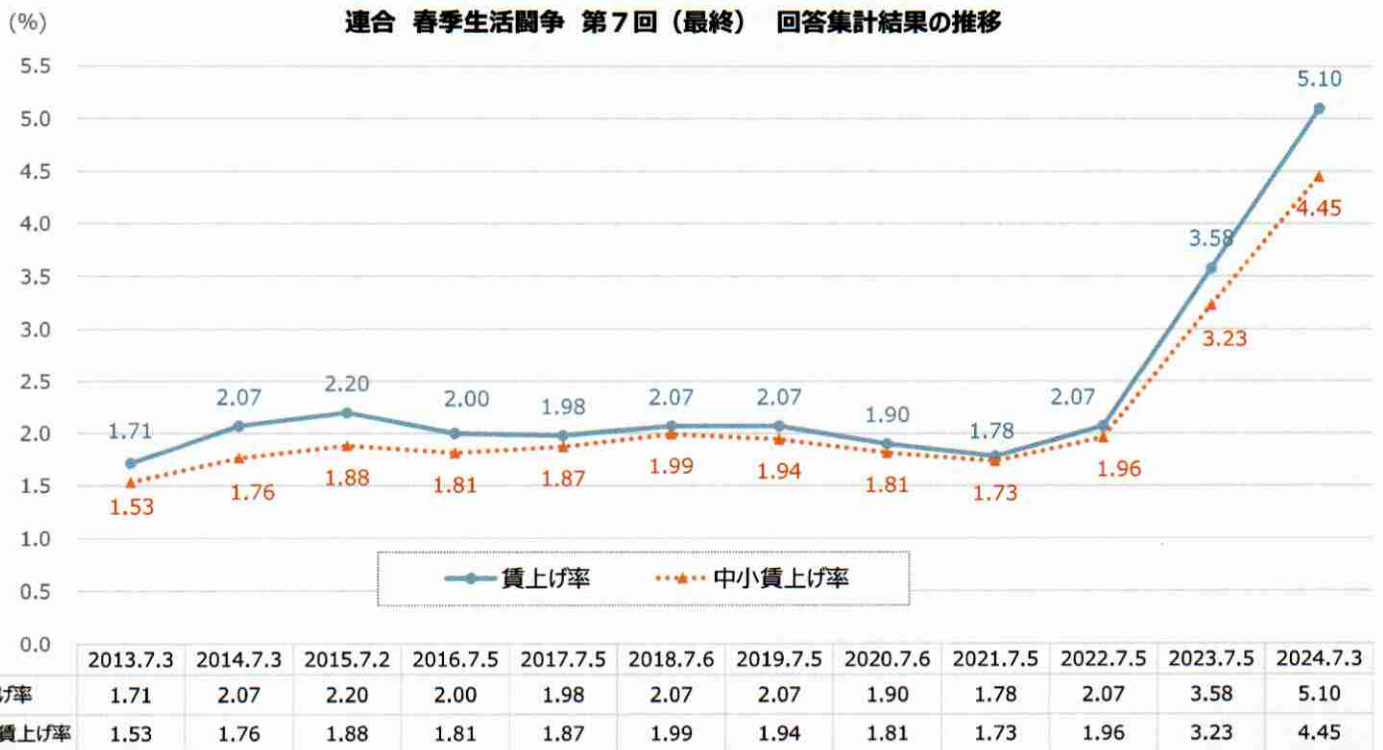
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

7

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

8

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

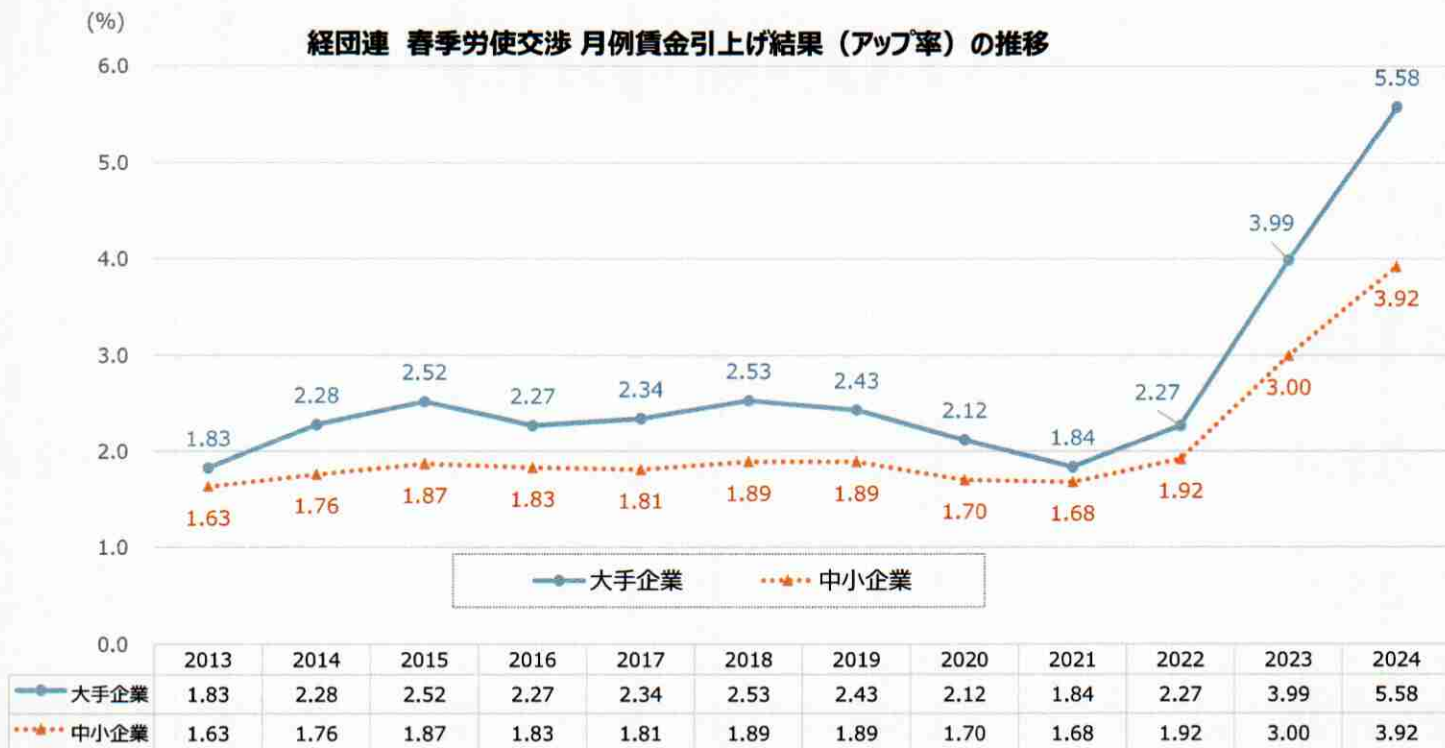
		単純平均		加重平均	
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)	
		引上げ率	—	5.74%(5.01%)	
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1,155.02円(1,095.67円)	
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)	
		賃上げ率	4.23%(3.09%)	4.98%(3.18%)	

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

9

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社	3.62%	
	20人以下	8,801円	
	709社	3.34%	
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円	
	1,070社	3.43%	
	20人以下	43.3円	
	450社	3.88%	

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

11

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	
男	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
女	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,892	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,899	1,732	1.9	1.2
計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	
一般	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,084	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 職業 形態 ラング	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率																		
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年6月	R6年6月																	
	R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年																		
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.8	1,414	1,452	2.7	2.6
計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,661	1,700	2.5	2.4	
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,463	1,494	2.8	1.5	1,641	1,683	2.7	2.4
計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3	
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,395	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,039	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6	
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3	
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8	

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
經常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高經常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	令和4年				令和5年				令和6年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
売上高経常利益率	〃 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5
労働分配率	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	51.2	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	65.1	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	878,495
	〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	2,032,488

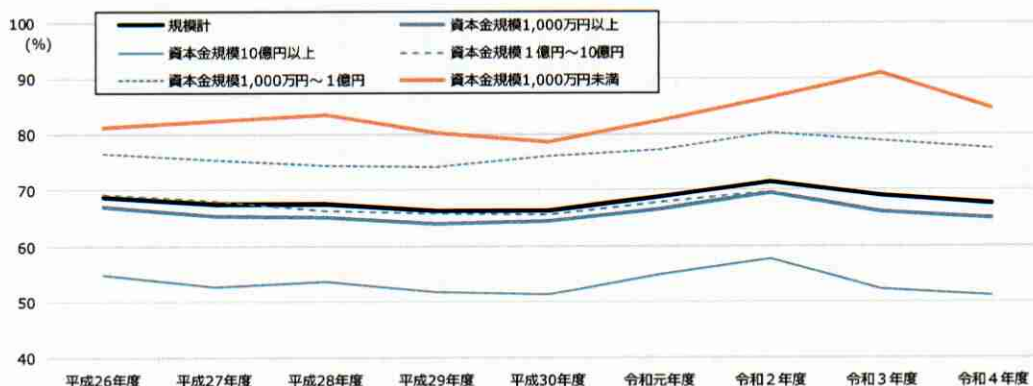
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



17

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

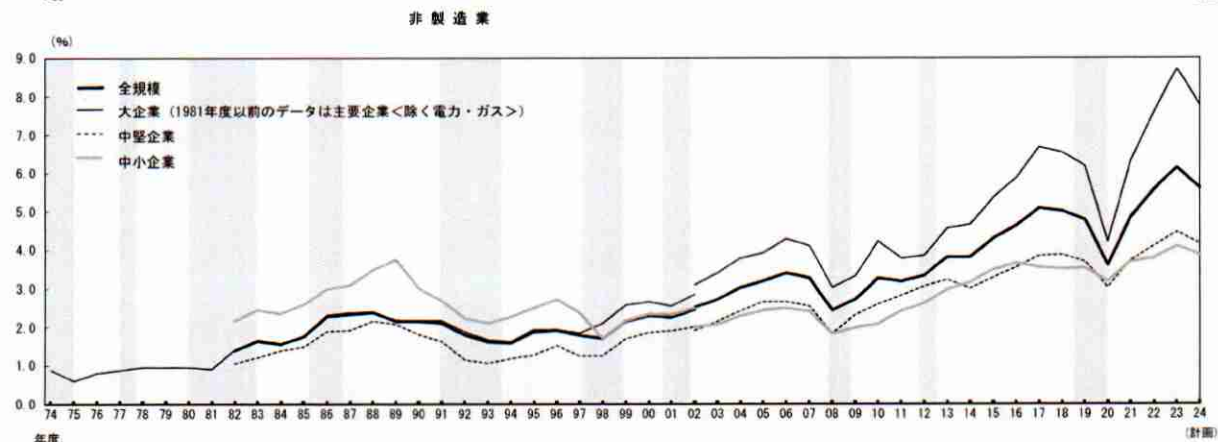
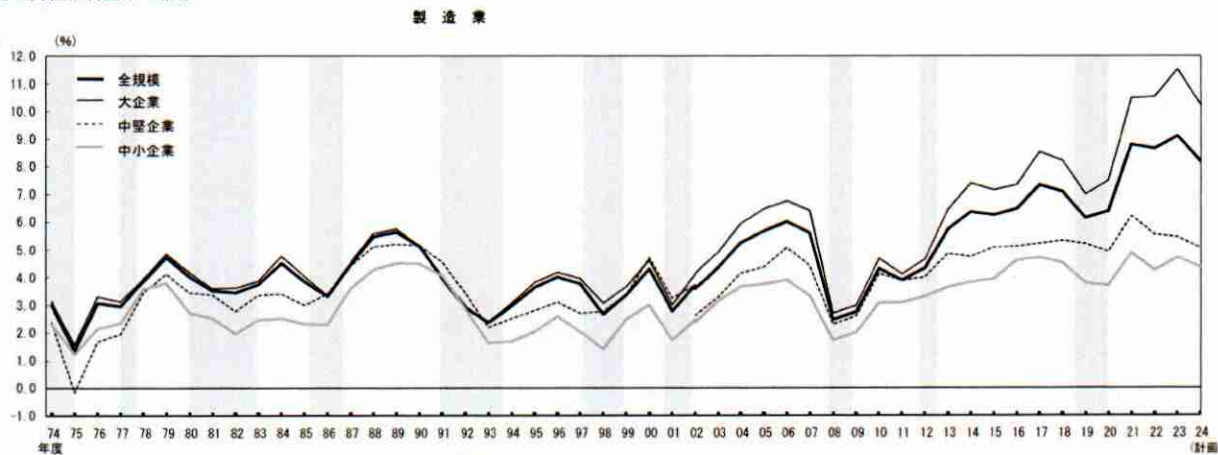
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

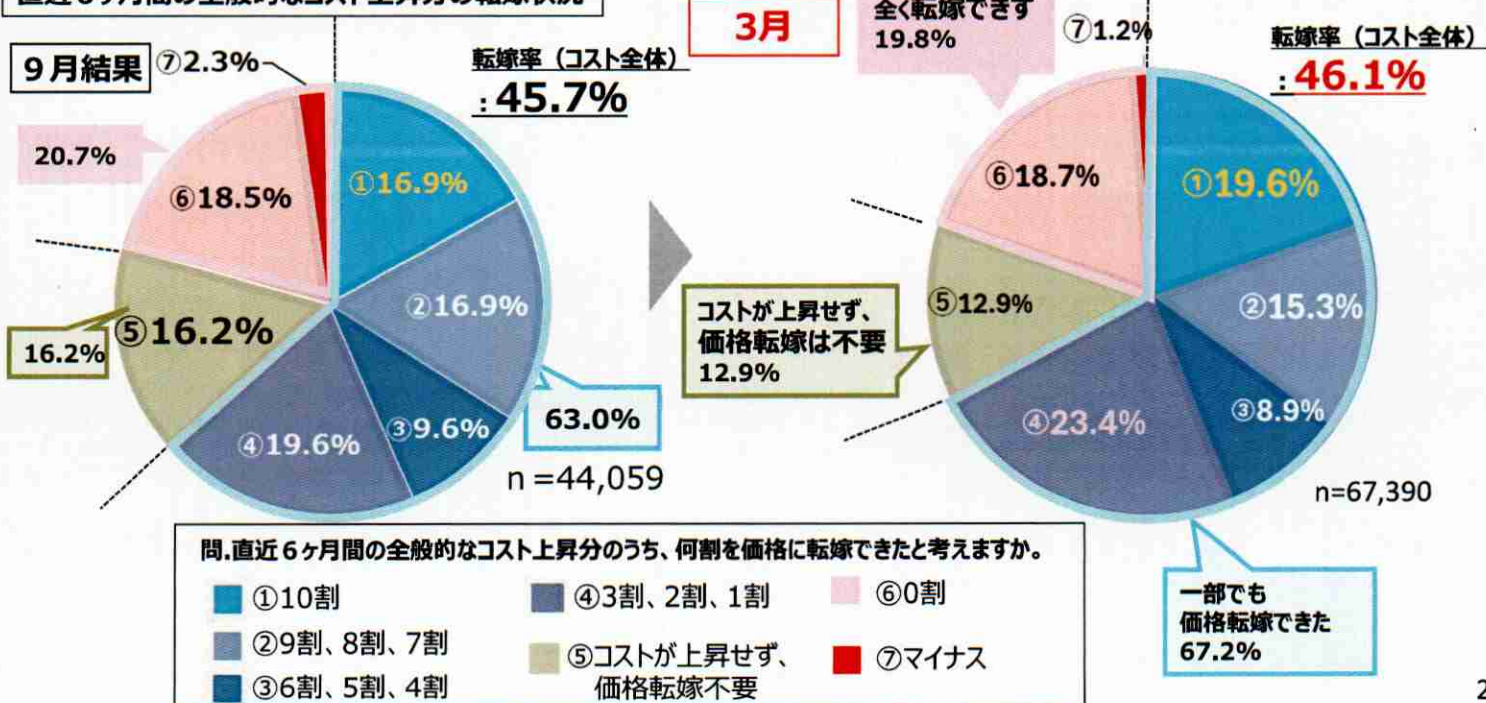
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

20

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は**46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割) 価格転嫁できた割合(①)**は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)**は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

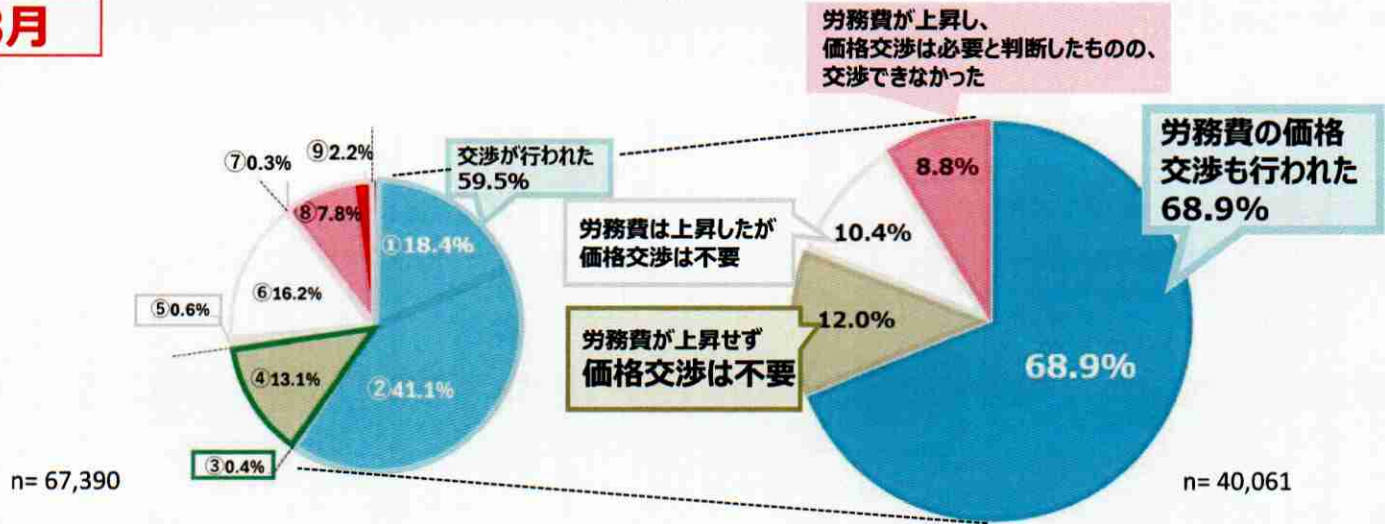


21

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

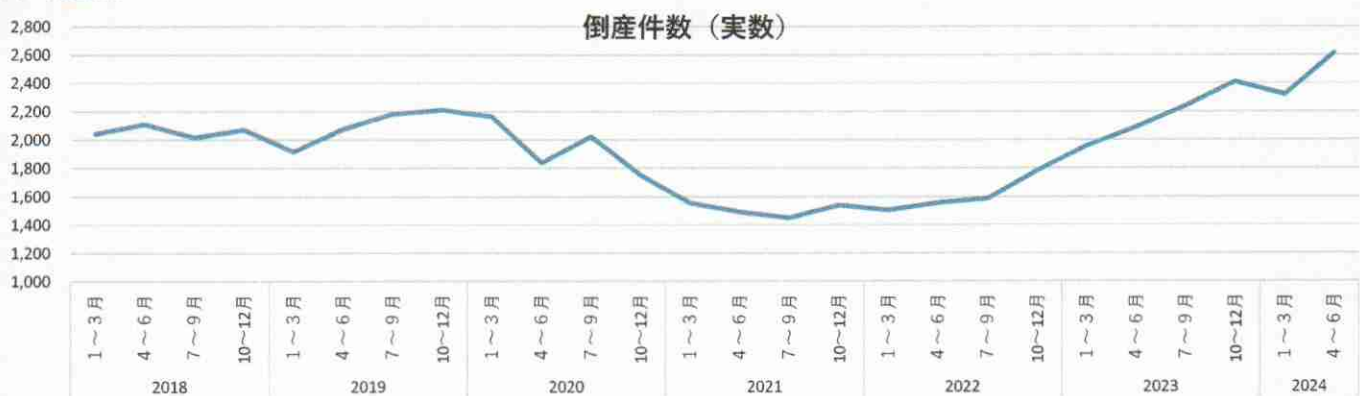
- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

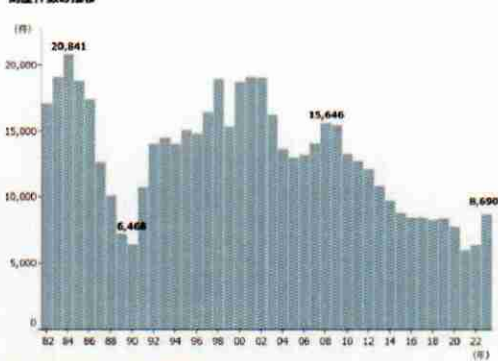
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

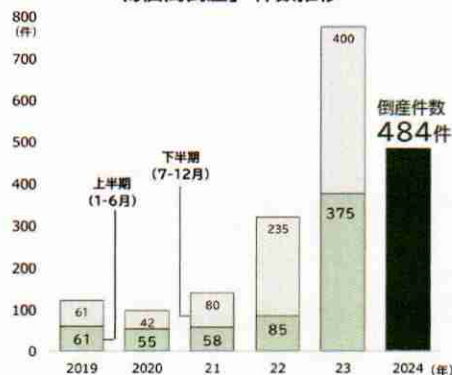
物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



資料：（注）厚生労働省「全国企業倒産状況」
 （注）1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥り、経済活動が停止することによって倒産となる。また、私的整理（破産手続以外）も倒産に含まれる。
 2. 負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高倒産」件数推移

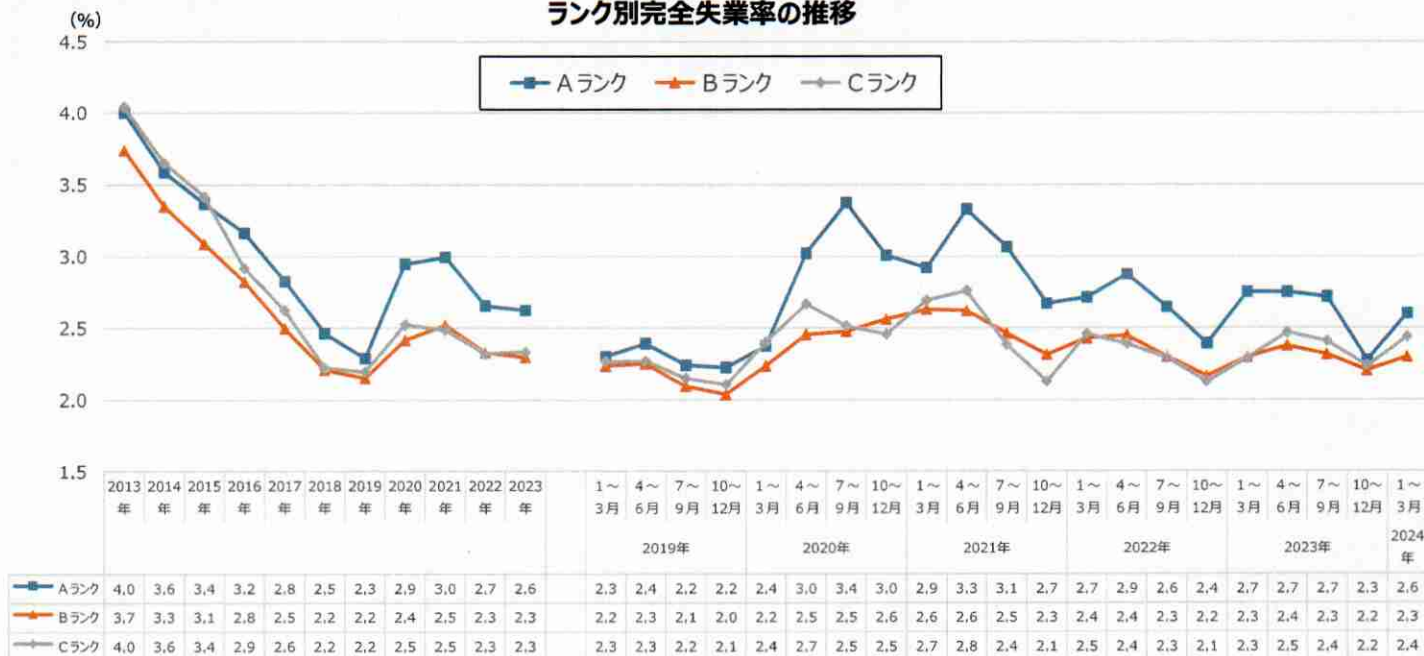


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



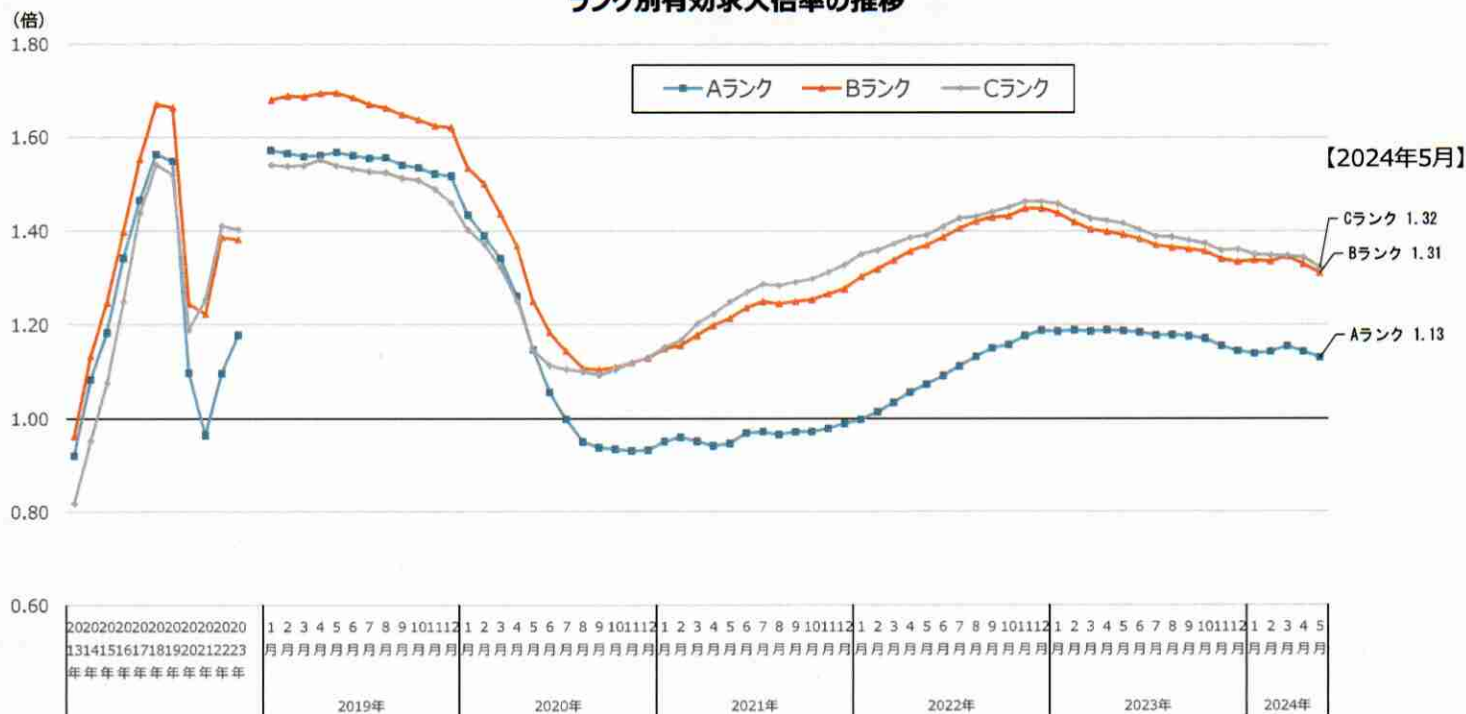
（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

（注）1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

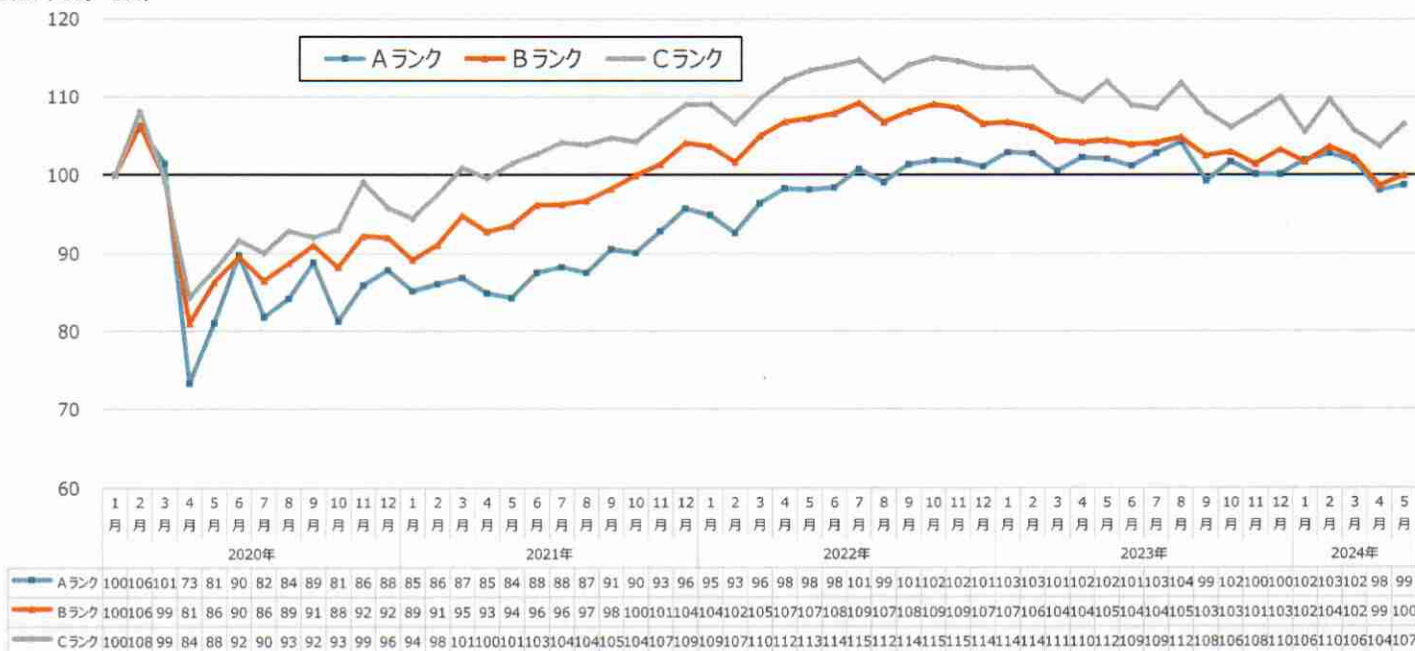
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそそえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回る事が適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない引上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D Iで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D Iは依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「特定最低賃金」の二種類が設定されている。

3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

①労働者の生計費

②労働者の賃金

③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成14年度以降時間額で示すこととなっている。

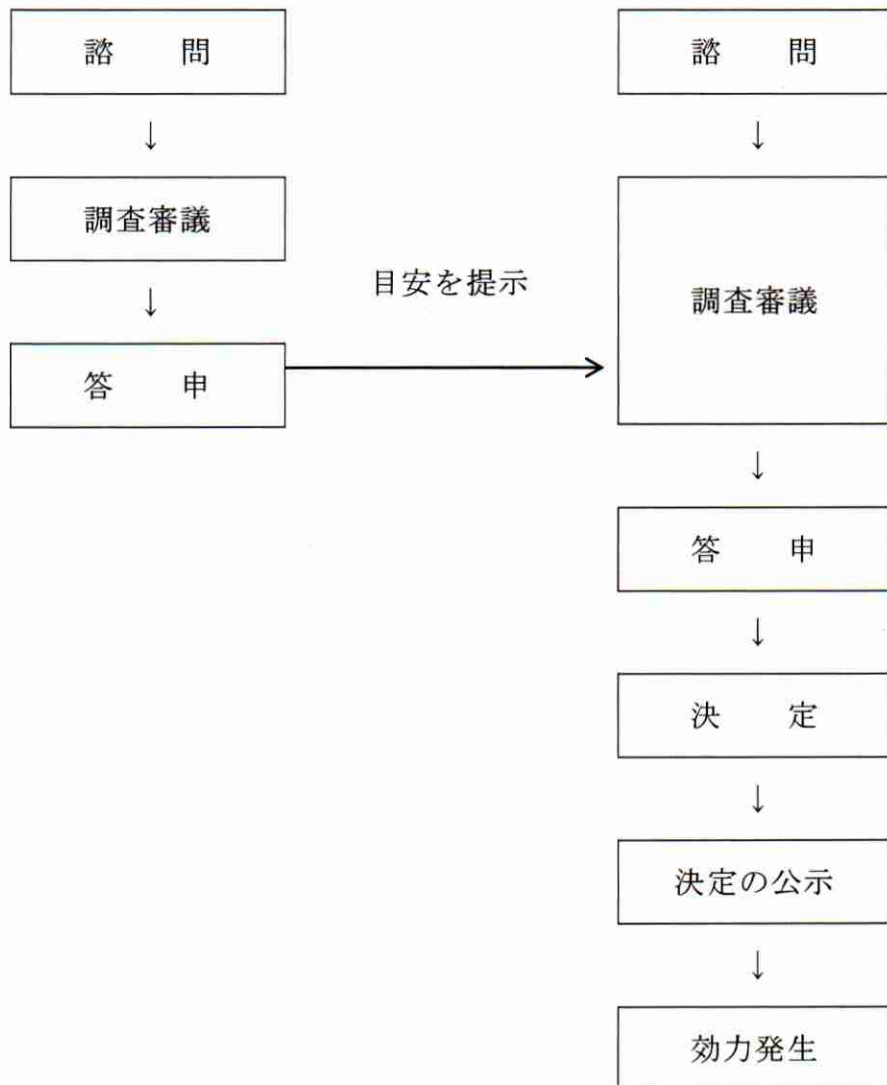
目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

【目安審議】

【地域別最低賃金審議】



地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

年度	平成 27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
最低賃金額									
時間額 (円)	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004
対前年度引上げ額 (円)	18	25 (※)	25	26	27	1	28	31	43 (※)
(前年度比) (%)	(2.31)	(3.13)	(3.04)	(3.07)	(3.09)	(0.11)	(3.10)	(3.33)	(4.48)

- (注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。
 2 ()内は引上げ率 (%)を示す。
 3 (※)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分
 (平成28年度、令和5年度は+1円)が含まれる。

令和5年度地域別最低賃金額改定状況

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 (単位:円)	発効年月日
A	東 京	1,113	令和5年10月1日
	神 奈 川	1,112	令和5年10月1日
	大 阪	1,064	令和5年10月1日
	埼 玉	1,028	令和5年10月1日
	愛 知	1,027	令和5年10月1日
	千 葉	1,026	令和5年10月1日
B	京 都	1,008	令和5年10月6日
	兵 庫	1,001	令和5年10月1日
	静 岡	984	令和5年10月1日
	三 重	973	令和5年10月1日
	広 島	970	令和5年10月1日
	滋 賀	967	令和5年10月1日
	北 海 道	960	令和5年10月1日
	栃 木	954	令和5年10月1日
	茨 城	953	令和5年10月1日
	岐 阜	950	令和5年10月1日
	富 山	948	令和5年10月1日
	長 野	948	令和5年10月1日
	福 岡	941	令和5年10月6日
	山 梨	938	令和5年10月1日
	奈 良	936	令和5年10月1日
	群 馬	935	令和5年10月5日
	石 川	933	令和5年10月8日
	岡 山	932	令和5年10月1日
	新 潟	931	令和5年10月1日
	福 井	931	令和5年10月1日
	和 歌 山	929	令和5年10月1日
	山 口	928	令和5年10月1日
	宮 城	923	令和5年10月1日
香 川	918	令和5年10月1日	
島 根	904	令和5年10月6日	
福 島	900	令和5年10月1日	
愛 媛	897	令和5年10月6日	
徳 島	896	令和5年10月1日	
C	山 形	900	令和5年10月14日
	鳥 取	900	令和5年10月5日
	佐 賀	900	令和5年10月14日
	大 分	899	令和5年10月6日
	青 森	898	令和5年10月7日
	長 崎	898	令和5年10月13日
	熊 本	898	令和5年10月8日
	秋 田	897	令和5年10月1日
	高 知	897	令和5年10月8日
	宮 崎	897	令和5年10月6日
	鹿 児 島	897	令和5年10月6日
	沖 縄	896	令和5年10月8日
	岩 手	893	令和5年10月4日

令和6年6月25日

中央最低賃金審議会委員名簿

(公益委員)

戎野淑子	立正大学経済学部教授
権丈英子	亜細亜大学経済学部長・教授
小西康之	明治大学法学部教授
首藤若菜	立教大学経済学部教授
藤村博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
松浦民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

(労働者側委員)

池田智香子	全日本自動車産業労働組合総連合会中央執行委員
伊藤彰英	日本基幹産業労働組合連合会企画調査部部长
永井幸子	UAゼンセン副書記長
仁平章	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
平野覚	JAM労働・調査グループ長
水崎恵一	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員

(使用者側委員)

大下英和	日本商工会議所産業政策第二部長
佐久間一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
志賀律子	株式会社麻布タマヤ代表取締役
土井和雄	全国商工会連合会中小企業問題研究所所長
新田秀司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
堀内麻祐子	株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

目安に関する小委員会委員名簿

(公益委員)

戎野 淑子 小西 康之

首藤 若菜 藤村 博之

(労働者側委員)

伊藤 彰英 永井 幸子

仁平 章 水崎 恵一

(使用者側委員)

大下 英和 佐久間 一浩

土井 和雄 新田 秀司

(注) 名簿は五十音順である。

令和6年度最低賃金に関する基礎調査の概要

- ・ 調査依頼事業所数 2,064件 有効回答件数… 1,024件 (49.6%)
- ・ 調査対象地域 群馬県全域
- ・ 調査対象業種及び事業所規模 (1) 製造業、新聞業、出版業 (1～9人、10～29人、30～99人)
(2) 卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食店、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽医療、福祉、サービス業(他に分類されないもの) (1～9人、10～29人)
- ・ 調査及び集計方法 (1) 「令和3年経済センサス活動調査」の結果に基づく「事業所母集団データベース(令和3年次フレーム情報)」の産業分類ごとの労働者数により復元し、集計する。
(2) 月給者及び日給者については、時間額に換算して集計する。
(3) 調査結果は、回収した調査票の労働者数を母集団労働者数に復元し、推計している。

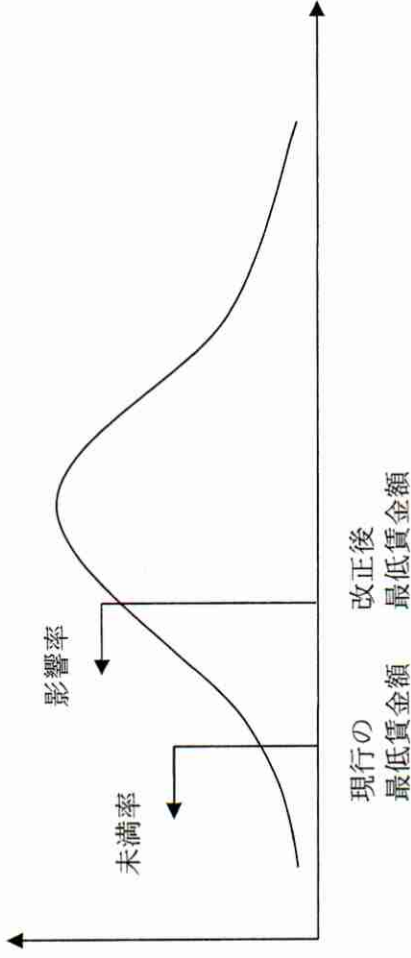
従って、調査結果の反映は、あくまで対象とした産業・規模の母集団事業所の範囲に限るものである。

目次

- 1 令和6年度最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 賃金統計用語の解説について
- 3 最低賃金基礎調査結果
- 4 ○未満率 ○影響率
- 5 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者数分布
- 6 全労働者・パート労働者別1時間当たりの賃金額の特性値
- 7 群馬県最低賃金額と1時間当たりの賃金額の特性値の推移
- 8 産業別1時間当たりの賃金額の特性値の推移
- 9 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表
- 10 総括表(1)
- 11 総括表(2)
- 12 賃金分布表(3)
- 13 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

賃金統計用語の解説について

○未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している

○第1・4分位数

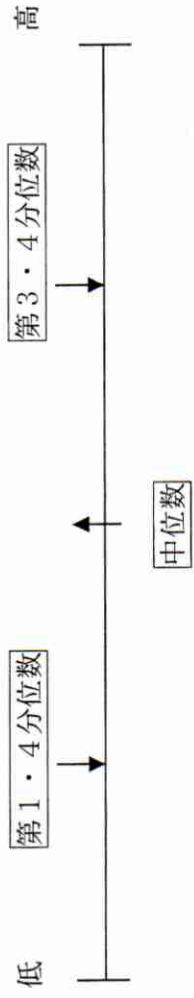
数値の集まり（分布）があるとき、数値を低いものから高いものへと並べて低いほうから見て全体の4分の1にあたる数値

○中位数

上記同様に2分の1の順位（中央）に当たる数値

○第3・4分位数

4分の3の順位にあたる数値



最低賃金基礎調査結果

1時間当りの所定内賃金(円)	労働者数(人)	累積度数分布(%)	分布(%)
合計労働者数	313,287	100.0	100.0
924	4,864	1.6	1.6
925	4,864	1.6	0.0
926	4,864	1.6	0.0
927	4,875	1.6	0.0
928	4,885	1.6	0.0
929	4,889	1.6	0.0
930	4,928	1.6	0.0
931	4,932	1.6	0.0
932	4,936	1.6	0.0
933	5,094	1.6	0.1
934	5,152	1.6	0.0
935	20,869	6.7	5.0
936	20,931	6.7	0.0
937	21,425	6.8	0.2
938	21,597	6.9	0.1
939	21,797	7.0	0.1
940	28,976	9.2	2.3
941	28,976	9.2	0.0
942	29,080	9.3	0.0
943	29,092	9.3	0.0
944	29,221	9.3	0.0
945	29,895	9.5	0.2
946	29,948	9.6	0.0
947	30,023	9.6	0.0
948	30,032	9.6	0.0
949	30,037	9.6	0.0
950	43,805	14.0	4.4
951	44,042	14.1	0.1
952	44,272	14.1	0.1
953	44,348	14.2	0.0
954	44,401	14.2	0.0
955	44,719	14.3	0.1
956	44,885	14.3	0.1
957	45,038	14.4	0.0
958	45,197	14.4	0.1

最低賃金基礎調査結果

1時間当りの所定内賃金(円)	労働者数(人)	累積度数分布(%)	分布(%)
合計労働者数	313,287	100.0	100.0
959	45,332	14.5	0.0
960	47,939	15.3	0.8
961	48,435	15.5	0.2
962	48,479	15.5	0.0
963	48,633	15.5	0.0
964	48,789	15.6	0.0
965	50,135	16.0	0.4
966	50,178	16.0	0.0
967	50,439	16.1	0.1
968	50,622	16.2	0.1
969	50,626	16.2	0.0
970	53,023	16.9	0.8
971	53,134	17.0	0.0
972	53,239	17.0	0.0
973	53,352	17.0	0.0
974	53,536	17.1	0.1
975	54,208	17.3	0.2
976	54,237	17.3	0.0
977	54,350	17.3	0.0
978	54,644	17.4	0.1
979	54,654	17.4	0.0
980	57,697	18.4	1.0
981	57,789	18.4	0.0
982	57,918	18.5	0.0
983	57,974	18.5	0.0
984	58,041	18.5	0.0
985	58,862	18.8	0.3
986	58,869	18.8	0.0
987	58,974	18.8	0.0
988	59,082	18.9	0.0
989	59,142	18.9	0.0
990	61,735	19.7	0.8
991	61,911	19.8	0.1
992	62,118	19.8	0.1
993	62,211	19.9	0.0

最低賃金基礎調査結果

1時間当りの所定内賃金(円)	労働者数(人)	累積度数分布(%)	分布(%)
合計労働者数	313,287	100.0	100.0
994	62,347	19.9	0.0
995	62,508	20.0	0.1
996	62,624	20.0	0.0
997	62,638	20.0	0.0
998	62,743	20.0	0.0
999	62,747	20.0	0.0
1,000	83,297	26.6	6.6
1,001	83,445	26.6	0.0
1,002	83,598	26.7	0.0
1,003	83,598	26.7	0.0
1,004	83,656	26.7	0.0
1,005	83,781	26.7	0.0
1,006	84,455	27.0	0.2
1,007	84,530	27.0	0.0
1,008	84,551	27.0	0.0
1,009	84,624	27.0	0.0
1,010	85,727	27.4	0.4
1,011	85,942	27.4	0.1
1,012	85,989	27.4	0.0
1,013	86,010	27.5	0.0
1,014	86,026	27.5	0.0
1,015	86,185	27.5	0.1
1,016	86,367	27.6	0.1
1,017	86,825	27.7	0.1
1,018	87,206	27.8	0.1
1,019	87,258	27.9	0.0
1,020	89,071	28.4	0.6
1,021	89,097	28.4	0.0
1,022	89,392	28.5	0.1
1,023	89,555	28.6	0.1
1,024	89,743	28.6	0.1
1,025	89,982	28.7	0.1
1,026	90,037	28.7	0.0
1,027	90,263	28.8	0.1
1,028	90,448	28.9	0.1

○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

《算出方法》

- ・ 現行最低賃金 935 円
934 円までが最低賃金未満者となる。
- 基礎調査結果は、924 円以下
925～1,035 円まで、1 円きざみ
1,036～1,039 円まで、4 円きざみ
1,040～1,099 円まで、10 円きざみ
1,100～1,999 円まで 100 円きざみ、
2,000 円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

・ 基礎調査結果

934～934 円の累積労働者数…5,152 人 (A)

合計労働者数…313,287 人 (B)

の場合

・ 計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$

・ 具体例： $5,152 \div 313,287 \times 100 = 1.64 = 1.6\%$

(小数点以下第 2 位を四捨五入)

○影響率

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合

《算出方法》は、未満率と同様。

【具体例】

最低賃金基礎調査結果

1 時間当たり所定内賃金額 (円)	累積労働者数 (人)
計	313,287
～ 924	4,864
}	
934 ～ 934	5,152
935 ～ 935	20,869
936 ～ 936	20,931
937 ～ 937	21,425
938 ～ 938	21,597
}	}
1,800 ～ 1,899	262,341
1,900 ～ 1,999	269,839
2,000 ～	313,287

1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者数分布

1時間当たりの 所定内賃金 (円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	313,287		194,348		118,939	
～924	4,864	1.55	2,882	1.48	1,982	1.67
925～925	0	0.00	0	0.00	0	0.00
926～926	0	0.00	0	0.00	0	0.00
927～927	11	0.00	11	0.01	0	0.00
928～928	10	0.00	4	0.00	6	0.01
929～929	4	0.00	4	0.00	0	0.00
930～930	39	0.01	30	0.02	9	0.01
931～931	4	0.00	4	0.00	0	0.00
932～932	4	0.00	4	0.00	0	0.00
933～933	158	0.05	158	0.08	0	0.00
934～934	58	0.02	58	0.03	0	0.00
935～935	15,717	5.02	3,570	1.84	12,147	10.21
936～936	62	0.02	4	0.00	58	0.05
937～937	494	0.16	317	0.16	177	0.15
938～938	172	0.05	172	0.09	0	0.00
939～939	200	0.06	151	0.08	49	0.04
940～940	7,179	2.29	1,004	0.52	6,175	5.19
941～941	0	0.00	0	0.00	0	0.00
942～942	104	0.03	39	0.02	65	0.05
943～943	12	0.00	0	0.00	12	0.01
944～944	129	0.04	67	0.03	62	0.05
945～945	674	0.22	127	0.07	547	0.46
946～946	53	0.02	48	0.02	5	0.00
947～947	75	0.02	21	0.01	54	0.05
948～948	9	0.00	0	0.00	9	0.01
949～949	5	0.00	5	0.00	0	0.00
950～950	13,768	4.39	1,306	0.67	12,462	10.48
951～951	237	0.08	45	0.02	192	0.16
952～952	230	0.07	58	0.03	172	0.14
953～953	76	0.02	11	0.01	65	0.05
954～954	53	0.02	4	0.00	49	0.04
955～955	318	0.10	20	0.01	298	0.25
956～956	166	0.05	155	0.08	11	0.01
957～957	153	0.05	147	0.08	6	0.01
958～958	159	0.05	112	0.06	47	0.04
959～959	135	0.04	135	0.07	0	0.00
960～960	2,607	0.83	372	0.19	2,235	1.88
961～961	496	0.16	456	0.23	40	0.03
962～962	44	0.01	1	0.00	43	0.04
963～963	154	0.05	77	0.04	77	0.06
964～964	156	0.05	66	0.03	90	0.08
965～965	1,346	0.43	405	0.21	941	0.79
966～966	43	0.01	43	0.02	0	0.00
967～967	261	0.08	261	0.13	0	0.00
968～968	183	0.06	43	0.02	140	0.12
969～969	4	0.00	4	0.00	0	0.00

○ 全労働者の分布が多い1時間当たりの所定内賃金の層最も多い層が「2,000円以上(13.87%)」で、次に「1,100～1,199円(9.17%)」、「1,200～1,299円(8.44%)」の順。

○ 一般労働者の分布が多い1時間当たりの所定内賃金の層最も多い層が「2,000円以上(19.36%)」で、次に「1,200～1,299円(10.21%)」、「1,300～1,399円(9.70%)」の順。

○ パート労働者の分布が多い1時間当たりの所定内賃金の層最も多い層が「1,000～1,000円(14.74%)」で、次に「950～950円(10.48%)」、「935～935円(10.21%)」の順。

○ 群馬県最低賃金における、全労働者の未満率労働者313,287人のうち、群馬県最低賃金(935円)未満の労働者数は5,152人で、未満率は1.64%。

○ 群馬県最低賃金における、一般労働者の未満率労働者194,348人のうち、群馬県最低賃金(935円)未満の労働者数は3,155人で、未満率は1.62%。

○ 群馬県最低賃金における、パート労働者の未満率労働者118,939人のうち、群馬県最低賃金(935円)未満の労働者数は1,997人で、未満率は1.68%。

※本調査における、「パート労働者」とは、一般の労働者に比べ所定労働時間又は所定労働日数が少ない者をいう。

970~970	2,397	0.77	987	0.51	1,410	1.19
971~971	111	0.04	6	0.00	105	0.09
972~972	105	0.03	96	0.05	9	0.01
973~973	113	0.04	109	0.06	4	0.00
974~974	184	0.06	51	0.03	133	0.11
975~975	672	0.21	61	0.03	611	0.51
976~976	29	0.01	29	0.01	0	0.00
977~977	113	0.04	104	0.05	9	0.01
978~978	294	0.09	224	0.12	70	0.06
979~979	10	0.00	10	0.01	0	0.00
980~980	3,043	0.97	566	0.29	2,477	2.08
981~981	92	0.03	77	0.04	15	0.01
982~982	119	0.04	2	0.00	117	0.10
983~983	66	0.02	66	0.03	0	0.00
984~984	67	0.02	59	0.03	8	0.01
985~985	821	0.26	712	0.37	109	0.09
986~986	7	0.00	3	0.00	4	0.00
987~987	105	0.03	3	0.00	102	0.09
988~988	108	0.03	108	0.06	0	0.00
989~989	60	0.02	60	0.03	0	0.00
990~990	2,593	0.83	208	0.11	2,385	2.01
991~991	176	0.06	47	0.02	129	0.11
992~992	207	0.07	105	0.05	102	0.09
993~993	93	0.03	1	0.00	92	0.08
994~994	136	0.04	131	0.07	5	0.00
995~995	161	0.05	51	0.03	110	0.09
996~996	116	0.04	77	0.04	39	0.03
997~997	14	0.00	9	0.00	5	0.00
998~998	105	0.03	58	0.03	47	0.04
999~999	4	0.00	4	0.00	0	0.00
1000~1000	20,550	6.56	3,016	1.55	17,534	14.74
1001~1001	148	0.05	62	0.03	86	0.07
1002~1002	153	0.05	63	0.03	90	0.08
1003~1003	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1004~1004	58	0.02	9	0.00	49	0.04
1005~1005	125	0.04	108	0.06	17	0.01
1006~1006	674	0.22	455	0.23	219	0.18
1007~1007	75	0.02	20	0.01	55	0.05
1008~1008	21	0.01	12	0.01	9	0.01
1009~1009	73	0.02	73	0.04	0	0.00
1010~1010	1,103	0.35	131	0.07	972	0.82
1011~1011	215	0.07	215	0.11	0	0.00
1012~1012	47	0.02	47	0.02	0	0.00
1013~1013	21	0.01	21	0.01	0	0.00
1014~1014	16	0.01	16	0.01	0	0.00
1015~1015	159	0.05	15	0.01	144	0.12
1016~1016	182	0.06	73	0.04	109	0.09
1017~1017	458	0.15	170	0.09	288	0.24
1018~1018	381	0.12	365	0.19	16	0.01
1019~1019	52	0.02	46	0.02	6	0.01
1020~1020	1,813	0.58	621	0.32	1,192	1.00

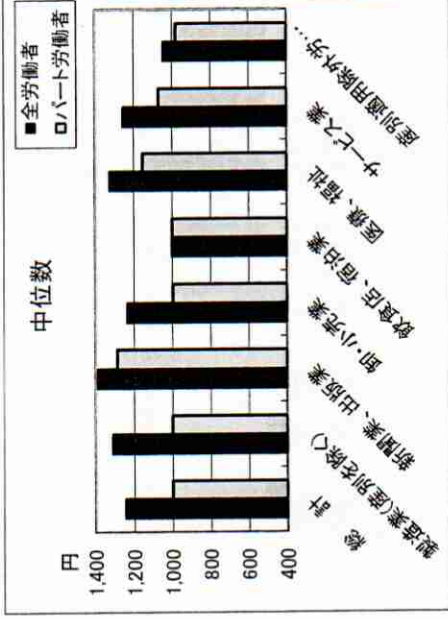
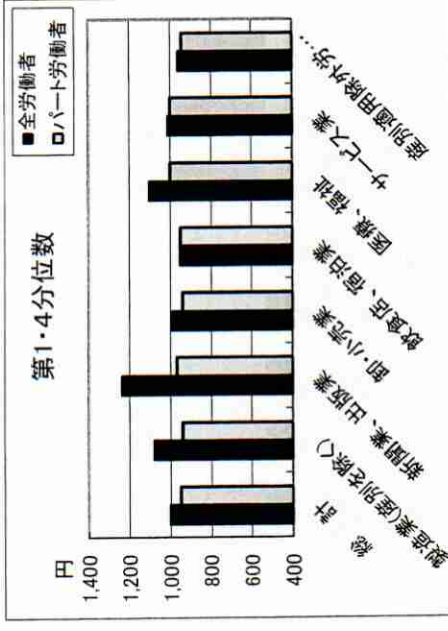
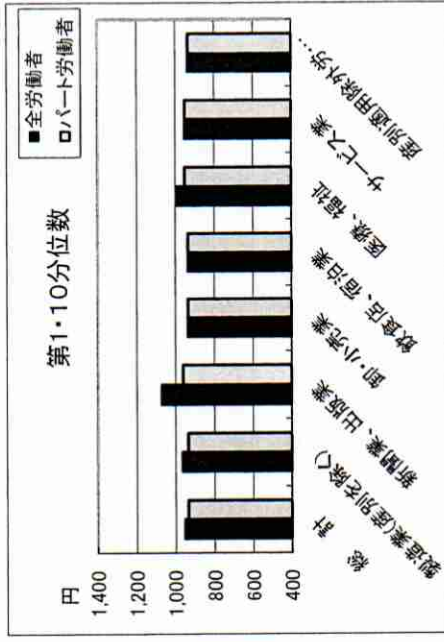
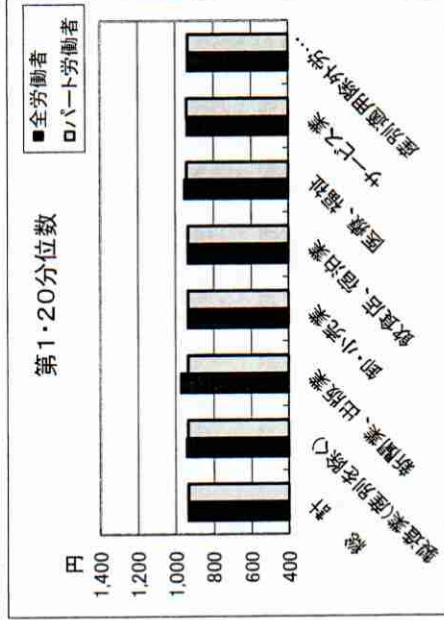
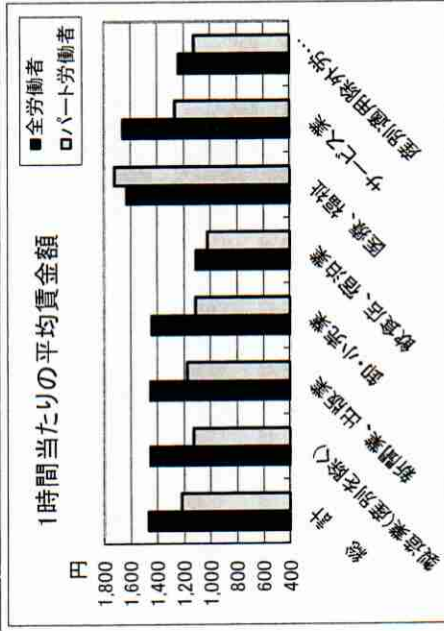
1021～1021	26	0.01	26	0.01	0	0.00
1022～1022	295	0.09	295	0.15	0	0.00
1023～1023	163	0.05	157	0.08	6	0.01
1024～1024	188	0.06	59	0.03	129	0.11
1025～1025	239	0.08	101	0.05	138	0.12
1026～1026	55	0.02	16	0.01	39	0.03
1027～1027	226	0.07	222	0.11	4	0.00
1028～1028	185	0.06	98	0.05	87	0.07
1029～1029	273	0.09	39	0.02	234	0.20
1030～1030	3,966	1.27	554	0.29	3,412	2.87
1031～1031	113	0.04	109	0.06	4	0.00
1032～1032	261	0.08	61	0.03	200	0.17
1033～1033	119	0.04	115	0.06	4	0.00
1034～1034	86	0.03	86	0.04	0	0.00
1035～1035	171	0.05	16	0.01	155	0.13
1036～1039	461	0.15	438	0.23	23	0.02
1040～1049	2,085	0.67	994	0.51	1,091	0.92
1050～1059	7,062	2.25	2,212	1.14	4,850	4.08
1060～1069	3,139	1.00	1,490	0.77	1,649	1.39
1070～1079	2,605	0.83	1,733	0.89	872	0.73
1080～1089	2,585	0.83	1,937	1.00	648	0.54
1090～1099	2,198	0.70	1,582	0.81	616	0.52
1100～1199	28,727	9.17	17,178	8.84	11,549	9.71
1200～1299	26,455	8.44	19,840	10.21	6,615	5.56
1300～1399	22,373	7.14	18,850	9.70	3,523	2.96
1400～1499	18,424	5.88	15,110	7.77	3,314	2.79
1500～1599	16,641	5.31	14,054	7.23	2,587	2.18
1600～1699	14,965	4.78	13,219	6.80	1,746	1.47
1700～1799	10,712	3.42	9,704	4.99	1,008	0.85
1800～1899	8,472	2.70	7,781	4.00	691	0.58
1900～1999	7,498	2.39	6,678	3.44	820	0.69
2000～	43,448	13.87	37,631	19.36	5,817	4.89

* 労働者数は3年次フレーム速報による復元数のため、横欄合計が合わない場合がある。

全労働者・パート労働者別1時間当たりの賃金額の特性値

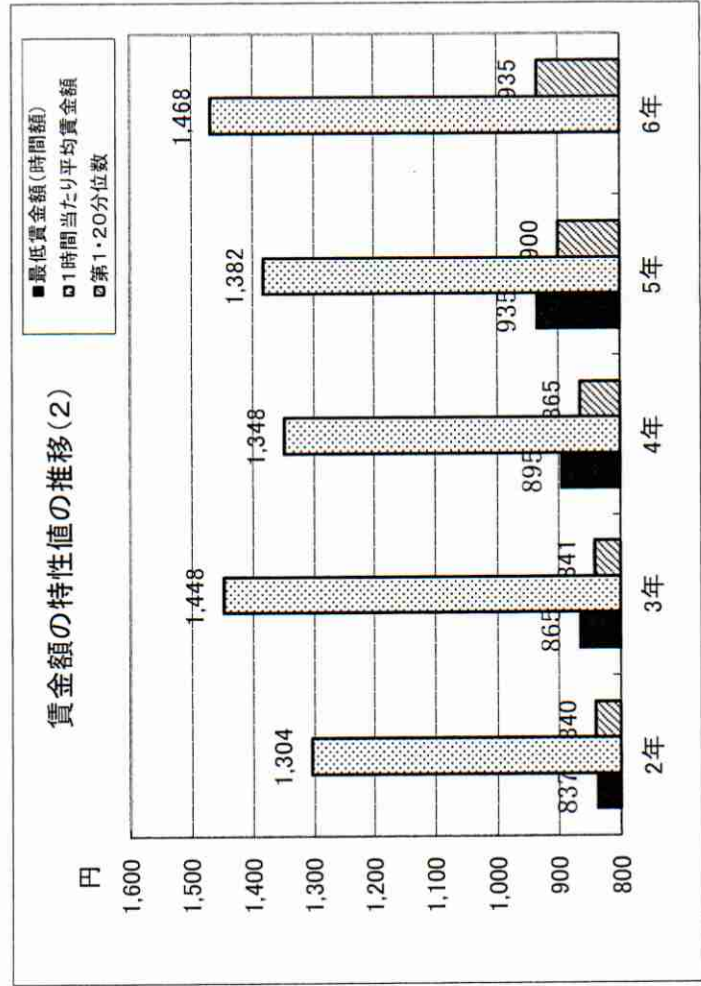
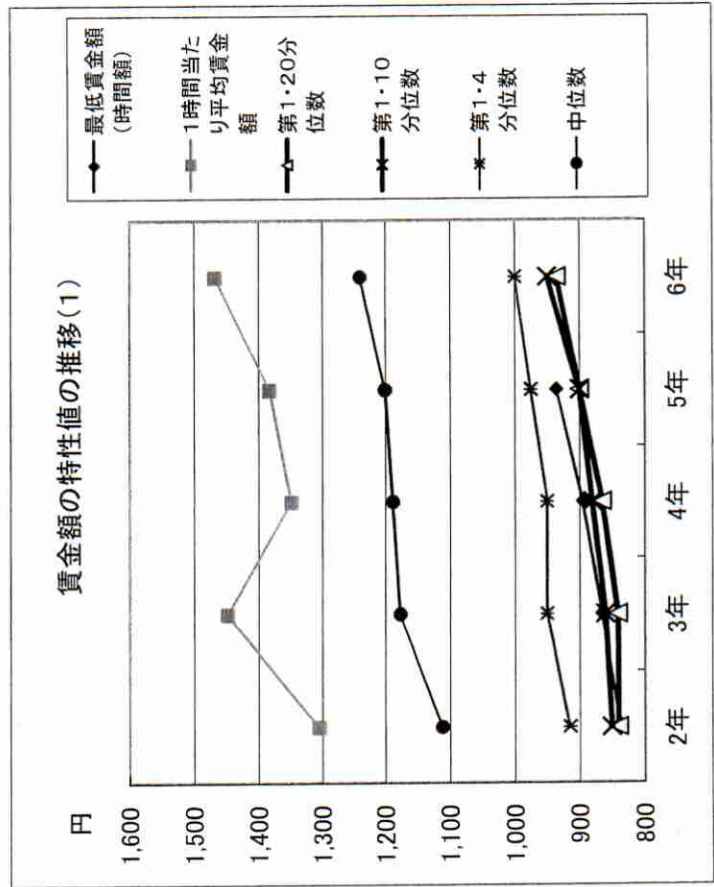
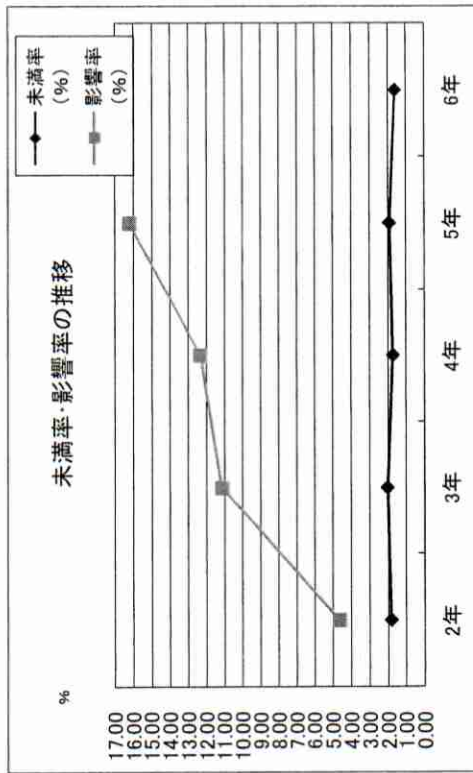
(単位:円)

産 業	1時間当たりの平均賃金額		第1・20分位数		第1・10分位数		第1・4分位数		中位数	
	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者
総 計	1,468	1,215	935	935	950	935	1,000	950	1,240	1,000
製造業(産別を除く)	1,452	1,124	940	935	965	935	1,080	940	1,309	1,000
新聞業、出版業	1,454	1,176	970	935	1,070	960	1,237	970	1,386	1,286
卸・小売業	1,441	1,114	935	935	935	935	990	940	1,230	995
飲食店、宿泊業	1,109	1,023	935	935	935	935	950	950	1,000	1,000
医療、福祉	1,630	1,720	950	940	990	950	1,100	1,000	1,320	1,151
サービス業	1,657	1,264	939	940	950	950	1,010	1,000	1,250	1,070
産別適用除外労働者	1,235	1,121	935	935	935	935	960	945	1,041	980



群馬県最低賃金額と1時間当たりの賃金額の特性値の推移

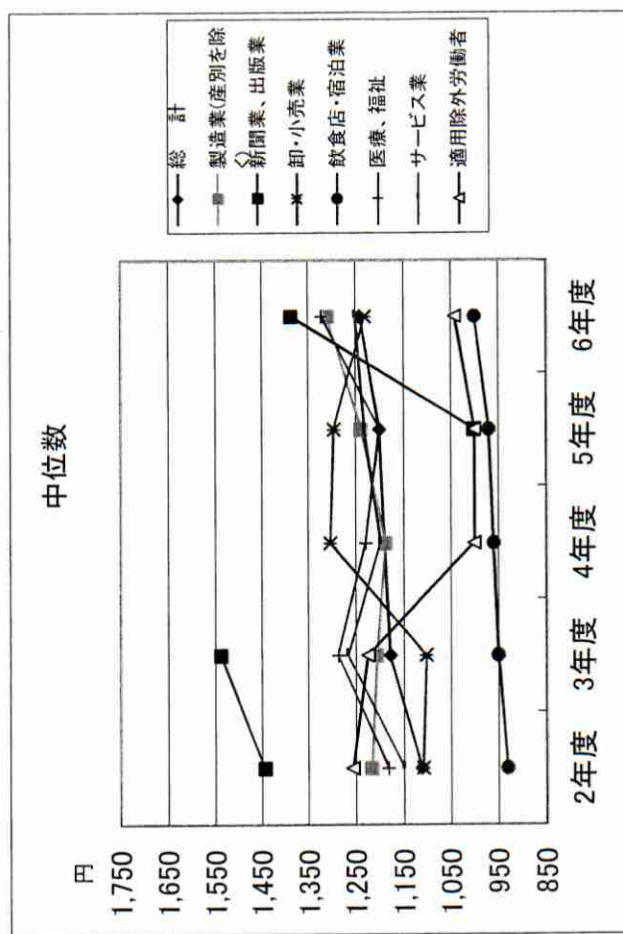
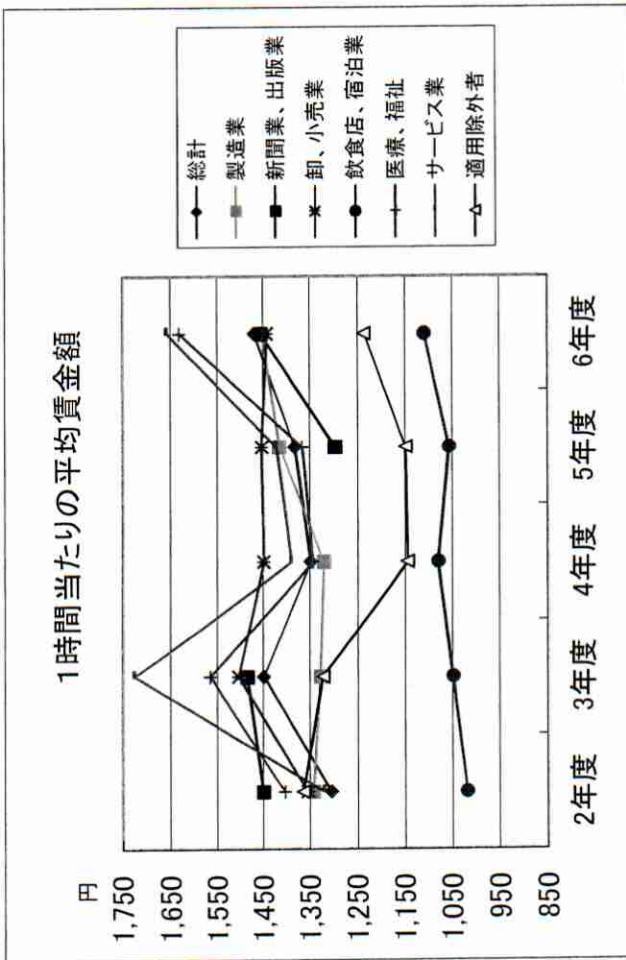
年	最低賃金額 (時間額)	1時間当たり 平均賃金額	第1・20分 分位数	第1・10分 分位数	第1・4分 分位数	中位数	未満率 (%)	影響率 (%)
2年	837	1,304	840	850	915	1,111	1.80	4.61
3年	865	1,448	841	860	950	1,177	1.99	11.12
4年	895	1,348	865	880	950	1,189	1.70	12.31
5年	935	1,382	900	900	975	1,200	1.89	16.17
6年		1,468	935	950	1,000	1,240	1.60	



産業別1時間当たりの賃金額の特性値の推移

中計別

産 業	1時間当たりの平均賃金額(円)						第1・20分位数(円)						中位数(円)						未満率(%)							
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総 計	1,304	1,448	1,348	1,382	1,468	935	840	841	865	900	935	1,111	1,177	1,189	1,200	1,240	1.8	2.0	1.7	1.9	1.6					
製造業(産別を除く)	1,342	1,327	1,320	1,414	1,452	940	835	840	865	895	940	1,217	1,206	1,187	1,238	1,309	1.5	1.8	0.9	1.5	1.2					
新聞業、出版業	1,449	1,484	1,296	1,454	1,454	970	850	900	900	900	970	1,443	1,538	1,001	1,386	1,386	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
卸・小売業	1,354	1,502	1,448	1,453	1,441	935	835	840	865	895	935	1,109	1,102	1,303	1,295	1,230	2.5	1.6	1.3	1.9	1.9					
飲食店・宿泊業	1,018	1,048	1,079	1,056	1,109	935	840	840	865	900	935	930	950	960	970	1,000	0.7	3.9	2.7	2.5	2.8					
医療、福祉	1,403	1,564	1,343	1,366	1,630	950	858	900	880	900	950	1,181	1,286	1,228	1,200	1,320	0.8	1.5	1.6	1.8	0.1					
サービス業	1,319	1,725	1,389	1,421	1,657	939	840	840	880	900	939	1,148	1,265	1,198	1,231	1,250	4.0	2.6	3.2	2.7	2.5					
適用除外労働者	1,363	1,322	1,143	1,148	1,235	935	837	865	895	895	935	1,256	1,224	1,000	1,000	1,041	1.3	1.5	4.3	2.7	3.8					



※ 新聞業、出版業は4年度調査結果復元不可。

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名					
業種					
現行の最低賃金額	時間額	935円			
未満率	1.6%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	935	1.64	5,152
2	1	0.11	936	6.66	20,869
3	2	0.21	937	6.68	20,931
4	3	0.32	938	6.84	21,425
5	4	0.43	939	6.89	21,597
6	5	0.53	940	6.96	21,797
7	6	0.64	941	9.25	28,976
8	7	0.75	942	9.25	28,976
9	8	0.86	943	9.28	29,080
10	9	0.96	944	9.29	29,092
11	10	1.07	945	9.33	29,221
12	11	1.18	946	9.54	29,895
13	12	1.28	947	9.56	29,948
14	13	1.39	948	9.58	30,023
15	14	1.50	949	9.59	30,032
16	15	1.60	950	9.59	30,037
17	16	1.71	951	13.98	43,805
18	17	1.82	952	14.06	44,042
19	18	1.93	953	14.13	44,272
20	19	2.03	954	14.16	44,348
21	20	2.14	955	14.17	44,401
22	21	2.25	956	14.27	44,719
23	22	2.35	957	14.33	44,885
24	23	2.46	958	14.38	45,038
25	24	2.57	959	14.43	45,197
26	25	2.67	960	14.47	45,332
27	26	2.78	961	15.30	47,939
28	27	2.89	962	15.46	48,435
29	28	2.99	963	15.47	48,479
30	29	3.10	964	15.52	48,633
31	30	3.21	965	15.57	48,789
32	31	3.32	966	16.00	50,135
33	32	3.42	967	16.02	50,178
34	33	3.53	968	16.10	50,439
35	34	3.64	969	16.16	50,622

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名					
業種					
現行の最低賃金額	時間額			935円	
未満率	1.6%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	35	3.74	970	16.16	50,626
37	36	3.85	971	16.92	53,023
38	37	3.96	972	16.96	53,134
39	38	4.06	973	16.99	53,239
40	39	4.17	974	17.03	53,352
41	40	4.28	975	17.09	53,536
42	41	4.39	976	17.30	54,208
43	42	4.49	977	17.31	54,237
44	43	4.60	978	17.35	54,350
45	44	4.71	979	17.44	54,644
46	45	4.81	980	17.45	54,654
47	46	4.92	981	18.42	57,697
48	47	5.03	982	18.45	57,789
49	48	5.13	983	18.49	57,918
50	49	5.24	984	18.51	57,974
51	50	5.35	985	18.53	58,041
52	51	5.45	986	18.79	58,862
53	52	5.56	987	18.79	58,869
54	53	5.67	988	18.82	58,974
55	54	5.78	989	18.86	59,082
56	55	5.88	990	18.88	59,142
57	56	5.99	991	19.71	61,735
58	57	6.10	992	19.76	61,911
59	58	6.20	993	19.83	62,118
60	59	6.31	994	19.86	62,211
61	60	6.42	995	19.90	62,347

06年
 総括表(1) (産業・職業形態別の現金調階級別、規模別、地域別、年齢別表)
 総括表(1)

就業形態：(全て)

産業：(全て)

最低賃金：935円
 産別適用除外七全労働者

時間当り所定内賃金額 (3半当を除く)	合計	規模別						地域別						年齢別						
		1-9人		10-29人		30-99人		全県		17歳以下				18-19歳		20-24歳		25-29歳		30歳以上
		1-9人	10-29人	30-99人	全県	17歳以下	18-19歳	20-24歳	25-29歳	30歳以上	17歳以下	18-19歳	20-24歳	25-29歳	30歳以上	17歳以下	18-19歳	20-24歳	25-29歳	30歳以上
計	313,287	113,120	151,440	48,727	313,287															
円	4,864	4,054	541	269	4,864															
924	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
925	4,864	4,054	541	269	4,864															
	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
926	4,864	4,054	541	269	4,864															
	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
927	4,875	4,054	547	273	4,875															
	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
928	4,885	4,054	553	277	4,885															
	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
929	4,889	4,054	553	281	4,889															
	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
930	4,928	4,054	572	302	4,928															
	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
931	4,932	4,058	572	302	4,932															
	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
932	4,936	4,058	572	306	4,936															
	(1.6)	(3.6)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
933	5,094	4,146	642	306	5,094															
	(1.6)	(3.7)	(0.4)	(0.6)	(1.6)															
934	5,152	4,146	642	364	5,152															
	(1.6)	(3.7)	(0.4)	(0.7)	(1.6)															
935	20,869	10,857	9,156	856	20,869															
	(6.7)	(9.6)	(6.0)	(1.8)	(6.7)															
936	20,931	10,857	9,214	860	20,931															
	(6.7)	(9.6)	(6.1)	(1.8)	(6.7)															
937	21,425	11,145	9,413	888	21,425															
	(6.8)	(9.9)	(6.2)	(1.8)	(6.8)															
938	21,597	11,145	9,535	917	21,597															
	(6.9)	(9.9)	(6.3)	(1.9)	(6.9)															
939	21,797	11,194	9,587	1,016	21,797															
	(7.0)	(9.9)	(6.3)	(2.1)	(7.0)															
940	28,976	12,719	14,365	1,892	28,976															
	(9.2)	(11.2)	(9.5)	(3.9)	(9.2)															
941	28,976	12,719	14,365	1,892	28,976															
	(9.2)	(11.2)	(9.5)	(3.9)	(9.2)															
942	29,080	12,759	14,429	1,892	29,080															
	(9.3)	(11.3)	(9.5)	(3.9)	(9.3)															
943	29,092	12,759	14,429	1,904	29,092															
	(9.3)	(11.3)	(9.5)	(3.9)	(9.3)															
944	29,221	12,762	14,505	1,954	29,221															
	(9.3)	(11.3)	(9.6)	(4.0)	(9.3)															
945	29,895	12,814	15,070	2,012	29,895															
	(9.5)	(11.3)	(10.0)	(4.1)	(9.5)															
946	29,948	12,857	15,079	2,012	29,948															
	(9.6)	(11.4)	(10.0)	(4.1)	(9.6)															
947	30,023	12,901	15,101	2,020	30,023															
	(9.6)	(11.4)	(10.0)	(4.1)	(9.6)															
948	30,032	12,901	15,110	2,020	30,032															
	(9.6)	(11.4)	(10.0)	(4.1)	(9.6)															

949	949	30,037	12,906	15,110	2,020	30,037					1,171	2,056	14,219	2,901	2,393	7,297
		(9.6)	(11.4)	(10.0)	(4.1)	(9.6)					(35.9)	(24.8)	(6.9)	(8.4)	(9.6)	(20.2)
950	950	43,805	17,522	23,574	2,709	43,805					1,796	2,976	21,696	4,129	4,043	9,165
		(14.0)	(15.5)	(15.6)	(5.6)	(14.0)					(55.1)	(35.9)	(10.5)	(12.0)	(16.2)	(25.3)
951	951	44,042	17,645	23,637	2,759	44,042					1,796	2,976	21,869	4,129	4,043	9,228
		(14.1)	(15.6)	(15.6)	(5.7)	(14.1)					(55.1)	(35.9)	(10.6)	(12.0)	(16.2)	(25.5)
952	952	44,272	17,689	23,825	2,759	44,272					1,796	2,976	21,971	4,258	4,043	9,228
		(14.1)	(15.6)	(15.7)	(5.7)	(14.1)					(55.1)	(35.9)	(10.7)	(12.4)	(16.2)	(25.5)
953	953	44,348	17,689	23,900	2,759	44,348					1,796	2,976	21,977	4,258	4,043	9,297
		(14.2)	(15.6)	(15.8)	(5.7)	(14.2)					(55.1)	(35.9)	(10.7)	(12.4)	(16.2)	(25.7)
954	954	44,401	17,689	23,900	2,812	44,401					1,796	2,976	21,981	4,258	4,043	9,347
		(14.2)	(15.6)	(15.8)	(5.8)	(14.2)					(55.1)	(35.9)	(10.7)	(12.4)	(16.2)	(25.8)
955	955	44,719	17,718	24,156	2,846	44,719					1,796	2,976	22,269	4,277	4,043	9,358
		(14.3)	(15.7)	(16.0)	(5.8)	(14.3)					(55.1)	(35.9)	(10.8)	(12.4)	(16.2)	(25.9)
956	956	44,885	17,769	24,271	2,846	44,885					1,796	2,976	22,379	4,277	4,096	9,362
		(14.3)	(15.7)	(16.0)	(5.8)	(14.3)					(55.1)	(35.9)	(10.9)	(12.4)	(16.4)	(25.9)
957	957	45,038	17,910	24,283	2,846	45,038					1,796	2,976	22,471	4,277	4,096	9,423
		(14.4)	(15.8)	(16.0)	(5.8)	(14.4)					(55.1)	(35.9)	(10.9)	(12.4)	(16.4)	(26.1)
958	958	45,197	18,004	24,283	2,910	45,197					1,796	2,976	22,482	4,324	4,100	9,519
		(14.4)	(15.9)	(16.0)	(6.0)	(14.4)					(55.1)	(35.9)	(10.9)	(12.6)	(16.4)	(26.3)
959	959	45,332	18,081	24,341	2,910	45,332					1,796	2,982	22,559	4,324	4,152	9,519
		(14.5)	(16.0)	(16.1)	(6.0)	(14.5)					(55.1)	(36.0)	(10.9)	(12.6)	(16.6)	(26.3)
960	960	47,939	19,420	25,464	3,056	47,939					1,936	3,312	23,844	4,676	4,403	9,768
		(15.3)	(17.2)	(16.8)	(6.3)	(15.3)					(59.4)	(40.0)	(11.6)	(13.6)	(17.6)	(27.0)
961	961	48,435	19,912	25,464	3,060	48,435					1,936	3,312	24,200	4,778	4,403	9,807
		(15.5)	(17.6)	(16.8)	(6.3)	(15.5)					(59.4)	(40.0)	(11.7)	(13.9)	(17.6)	(27.1)
962	962	48,479	19,951	25,464	3,064	48,479					1,936	3,312	24,243	4,778	4,403	9,807
		(15.5)	(17.6)	(16.8)	(6.3)	(15.5)					(59.4)	(40.0)	(11.8)	(13.9)	(17.6)	(27.1)
963	963	48,633	20,105	25,464	3,064	48,633					1,936	3,312	24,387	4,778	4,403	9,807
		(15.5)	(17.8)	(16.8)	(6.3)	(15.5)					(59.4)	(40.0)	(11.8)	(13.9)	(17.6)	(27.1)
964	964	48,789	20,191	25,522	3,076	48,789					1,936	3,316	24,499	4,778	4,450	9,811
		(15.6)	(17.8)	(16.9)	(6.3)	(15.6)					(59.4)	(40.0)	(11.9)	(13.9)	(17.6)	(27.1)
965	965	50,135	20,515	26,298	3,321	50,135					1,936	3,316	25,466	4,903	4,596	9,917
		(16.0)	(18.1)	(17.4)	(6.8)	(16.0)					(59.4)	(40.0)	(12.3)	(14.3)	(18.4)	(27.4)
966	966	50,178	20,555	26,298	3,325	50,178					1,936	3,316	25,505	4,903	4,600	9,917
		(16.0)	(18.2)	(17.4)	(6.8)	(16.0)					(59.4)	(40.0)	(12.4)	(14.3)	(18.4)	(27.4)
967	967	50,439	20,555	26,509	3,375	50,439					1,936	3,316	25,766	4,903	4,600	9,917
		(16.1)	(18.2)	(17.5)	(6.9)	(16.1)					(59.4)	(40.0)	(12.5)	(14.3)	(18.4)	(27.4)
968	968	50,622	20,671	26,573	3,379	50,622					1,936	3,316	25,809	4,980	4,600	9,980
		(16.2)	(18.3)	(17.5)	(6.9)	(16.2)					(59.4)	(40.0)	(12.5)	(14.5)	(18.4)	(27.6)
969	969	50,626	20,671	26,573	3,382	50,626					1,936	3,316	25,813	4,980	4,600	9,980
		(16.2)	(18.3)	(17.5)	(6.9)	(16.2)					(59.4)	(40.0)	(12.5)	(14.5)	(18.4)	(27.6)
970	970	53,023	21,865	27,651	3,506	53,023					1,936	3,519	27,675	5,150	4,687	10,056
		(16.9)	(19.3)	(18.3)	(7.2)	(16.9)					(59.4)	(42.5)	(13.4)	(15.0)	(18.8)	(27.8)
971	971	53,134	21,865	27,763	3,506	53,134					1,936	3,519	27,681	5,150	4,687	10,161
		(17.0)	(19.3)	(18.3)	(7.2)	(17.0)					(59.4)	(42.5)	(13.4)	(15.0)	(18.8)	(28.1)
972	972	53,239	21,921	27,763	3,556	53,239					1,936	3,519	27,781	5,150	4,687	10,167
		(17.0)	(19.4)	(18.3)	(7.3)	(17.0)					(59.4)	(42.5)	(13.5)	(15.0)	(18.8)	(28.1)
973	973	53,352	21,968	27,824	3,560	53,352					1,936	3,519	27,842	5,150	4,687	10,218
		(17.0)	(19.4)	(18.4)	(7.3)	(17.0)					(59.4)	(42.5)	(13.5)	(15.0)	(18.8)	(28.2)
974	974	53,536	22,023	27,946	3,567	53,536					1,936	3,519	27,842	5,208	4,757	10,274
		(17.1)	(19.5)	(18.5)	(7.3)	(17.1)					(59.4)	(42.5)	(13.5)	(15.1)	(18.4)	(28.4)
975	975	54,208	22,080	28,458	3,670	54,208					1,936	3,519	28,353	5,283	4,757	10,360
		(17.3)	(19.5)	(18.8)	(7.5)	(17.3)					(59.4)	(42.5)	(13.7)	(15.4)	(19.1)	(28.6)
976	976	54,237	22,080	28,472	3,686	54,237					1,936	3,519	28,362	5,291	4,761	10,368
		(17.3)	(19.5)	(18.8)	(7.6)	(17.3)					(59.4)	(42.5)	(13.8)	(15.4)	(19.1)	(28.7)

977	977	54,350 (17.3)	22,136 (19.6)	28,528 (18.8)	3,686 (7.6)	54,350 (17.3)	28,519 (17.3)	1,936 (59.4)	3,519 (42.5)	28,366 (13.8)	5,343 (15.5)	4,813 (19.3)	10,373 (28.7)
978	978	54,644 (17.4)	22,234 (19.7)	28,721 (19.0)	3,689 (7.6)	54,644 (17.4)	28,721 (17.4)	1,936 (59.4)	3,519 (42.5)	28,550 (13.8)	5,343 (15.5)	4,923 (19.7)	10,373 (28.7)
979	979	54,654 (17.4)	22,234 (19.7)	28,727 (19.0)	3,694 (7.6)	54,654 (17.4)	28,727 (17.4)	1,936 (59.4)	3,519 (42.5)	28,556 (13.8)	5,347 (15.6)	4,923 (19.7)	10,373 (28.7)
980	980	57,697 (18.4)	23,223 (20.5)	30,506 (20.1)	3,968 (8.1)	57,697 (18.4)	30,506 (18.4)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	30,350 (14.7)	5,599 (16.3)	5,244 (21.0)	10,838 (30.0)
981	981	57,789 (18.4)	23,239 (20.5)	30,510 (20.1)	4,040 (8.3)	57,789 (18.4)	30,510 (18.4)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	30,372 (14.7)	5,599 (16.3)	5,249 (21.0)	10,903 (30.1)
982	982	57,918 (18.5)	23,239 (20.5)	30,632 (20.2)	4,047 (8.3)	57,918 (18.5)	30,632 (18.5)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	30,497 (14.8)	5,599 (16.3)	5,253 (21.0)	10,903 (30.1)
983	983	57,974 (18.5)	23,239 (20.5)	30,684 (20.3)	4,051 (8.3)	57,974 (18.5)	30,684 (18.5)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	30,553 (14.8)	5,599 (16.3)	5,253 (21.0)	10,903 (30.1)
984	984	58,041 (18.5)	23,242 (20.5)	30,748 (20.3)	4,051 (8.3)	58,041 (18.5)	30,748 (18.5)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	30,620 (14.8)	5,599 (16.3)	5,253 (21.0)	10,903 (30.1)
985	985	58,862 (18.8)	23,917 (21.1)	30,818 (20.3)	4,127 (8.5)	58,862 (18.8)	30,818 (18.8)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	31,285 (15.2)	5,646 (16.4)	5,261 (21.1)	11,004 (30.4)
986	986	58,869 (18.8)	23,917 (21.1)	30,818 (20.3)	4,134 (8.5)	58,869 (18.8)	30,818 (18.8)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	31,288 (15.2)	5,646 (16.4)	5,261 (21.1)	11,008 (30.4)
987	987	58,974 (18.8)	24,018 (21.2)	30,818 (20.3)	4,138 (8.5)	58,974 (18.8)	30,818 (18.8)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	31,393 (15.2)	5,646 (16.4)	5,261 (21.1)	11,008 (30.4)
988	988	59,082 (18.9)	24,105 (21.3)	30,829 (20.4)	4,149 (8.5)	59,082 (18.9)	30,829 (18.9)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	31,498 (15.3)	5,646 (16.4)	5,261 (21.1)	11,012 (30.4)
989	989	59,142 (18.9)	24,105 (21.3)	30,881 (20.4)	4,156 (8.5)	59,142 (18.9)	30,881 (18.9)	1,936 (59.4)	3,729 (45.0)	31,505 (15.3)	5,646 (16.4)	5,261 (21.1)	11,064 (30.6)
990	990	61,735 (19.7)	24,544 (21.7)	32,967 (21.8)	4,224 (8.7)	61,735 (19.7)	32,967 (19.7)	2,288 (70.2)	4,116 (48.7)	32,551 (15.8)	6,016 (17.5)	5,549 (22.2)	11,214 (31.0)
991	991	61,911 (19.8)	24,591 (21.7)	33,096 (21.9)	4,224 (8.7)	61,911 (19.8)	33,096 (19.8)	2,288 (70.2)	4,116 (48.7)	32,669 (15.8)	6,016 (17.5)	5,549 (22.2)	11,273 (31.2)
992	992	62,118 (19.8)	24,739 (21.9)	33,155 (21.9)	4,224 (8.7)	62,118 (19.8)	33,155 (19.8)	2,288 (70.2)	4,116 (48.7)	32,817 (15.9)	6,016 (17.5)	5,549 (22.2)	11,332 (31.3)
993	993	62,211 (19.9)	24,779 (21.9)	33,155 (21.9)	4,277 (8.8)	62,211 (19.9)	33,155 (19.9)	2,288 (70.2)	4,116 (48.7)	32,906 (16.0)	6,016 (17.5)	5,552 (22.2)	11,332 (31.3)
994	994	62,347 (19.9)	24,823 (21.9)	33,224 (21.9)	4,301 (8.8)	62,347 (19.9)	33,224 (19.9)	2,288 (70.2)	4,123 (49.8)	33,035 (16.0)	6,016 (17.5)	5,552 (22.2)	11,332 (31.3)
995	995	62,508 (20.0)	24,870 (22.0)	33,321 (22.0)	4,317 (8.9)	62,508 (20.0)	33,321 (20.0)	2,288 (70.2)	4,123 (49.8)	33,170 (16.1)	6,025 (17.5)	5,561 (22.3)	11,340 (31.4)
996	996	62,624 (20.0)	24,986 (22.1)	33,321 (22.0)	4,317 (8.9)	62,624 (20.0)	33,321 (20.0)	2,288 (70.2)	4,123 (49.8)	33,247 (16.1)	6,025 (17.5)	5,561 (22.3)	11,380 (31.5)
997	997	62,638 (20.0)	24,991 (22.1)	33,326 (22.0)	4,321 (8.9)	62,638 (20.0)	33,326 (20.0)	2,288 (70.2)	4,123 (49.8)	33,251 (16.1)	6,029 (17.5)	5,561 (22.3)	11,385 (31.5)
998	998	62,743 (20.0)	25,038 (22.1)	33,384 (22.0)	4,321 (8.9)	62,743 (20.0)	33,384 (20.0)	2,288 (70.2)	4,123 (49.8)	33,304 (16.1)	6,029 (17.5)	5,613 (22.5)	11,385 (31.5)
999	999	62,747 (20.0)	25,043 (22.1)	33,384 (22.0)	4,321 (8.9)	62,747 (20.0)	33,384 (20.0)	2,288 (70.2)	4,123 (49.8)	33,304 (16.1)	6,029 (17.5)	5,613 (22.5)	11,389 (31.5)
1000	1000	83,297 (26.6)	31,762 (28.1)	46,071 (30.4)	5,464 (11.2)	83,297 (26.6)	46,071 (30.4)	2,807 (86.1)	5,941 (71.7)	43,493 (21.1)	7,651 (22.3)	7,276 (29.2)	16,129 (44.6)
1001	1001	83,445 (26.6)	31,896 (28.2)	46,085 (30.4)	5,464 (11.2)	83,445 (26.6)	46,085 (30.4)	2,807 (86.1)	5,941 (71.7)	43,589 (21.1)	7,656 (22.3)	7,276 (29.2)	16,176 (44.7)
1002	1002	83,598 (26.7)	31,990 (28.3)	46,094 (30.4)	5,514 (11.3)	83,598 (26.7)	46,094 (30.4)	2,807 (86.1)	5,941 (71.7)	43,653 (21.2)	7,656 (22.3)	7,276 (29.2)	16,266 (45.0)
1003	1003	83,598 (26.7)	31,990 (28.3)	46,094 (30.4)	5,514 (11.3)	83,598 (26.7)	46,094 (30.4)	2,807 (86.1)	5,941 (71.7)	43,653 (21.2)	7,656 (22.3)	7,276 (29.2)	16,266 (45.0)
1004	1004	83,656 (26.7)	31,990 (28.3)	46,098 (30.4)	5,567 (11.4)	83,656 (26.7)	46,098 (30.4)	2,807 (86.1)	5,941 (71.7)	43,661 (21.2)	7,656 (22.3)	7,326 (29.3)	16,266 (45.0)

1005	1005	83,781 (26.7)	32,037 (28.3)	46,107 (30.4)	5,636 (11.6)	83,781 (26.7)						2,807 (86.1)	5,941 (71.7)	43,735 (21.2)	7,656 (22.3)	7,373 (29.5)	16,270 (45.0)
1006	1006	84,455 (27.0)	32,162 (28.4)	46,419 (30.7)	5,875 (12.1)	84,455 (27.0)						2,807 (86.1)	5,953 (71.8)	44,166 (21.4)	7,693 (22.4)	7,414 (29.7)	16,422 (45.4)
1007	1007	84,530 (27.0)	32,217 (28.5)	46,419 (30.7)	5,895 (12.1)	84,530 (27.0)						2,807 (86.1)	5,953 (71.8)	44,242 (21.5)	7,693 (22.4)	7,414 (29.7)	16,422 (45.4)
1008	1008	84,551 (27.0)	32,217 (28.5)	46,423 (30.7)	5,911 (12.1)	84,551 (27.0)						2,807 (86.1)	5,958 (71.9)	44,258 (21.5)	7,693 (22.4)	7,414 (29.7)	16,422 (45.4)
1009	1009	84,624 (27.0)	32,217 (28.5)	46,485 (30.7)	5,923 (12.2)	84,624 (27.0)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	44,275 (21.5)	7,693 (22.4)	7,414 (29.7)	16,474 (45.5)
1010	1010	85,727 (27.4)	32,277 (28.5)	47,442 (31.3)	6,007 (12.3)	85,727 (27.4)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	44,782 (21.7)	7,988 (23.2)	7,523 (30.1)	16,665 (46.1)
1011	1011	85,942 (27.4)	32,371 (28.6)	47,494 (31.4)	6,076 (12.5)	85,942 (27.4)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	44,830 (21.7)	8,148 (23.7)	7,528 (30.2)	16,669 (46.1)
1012	1012	85,989 (27.4)	32,418 (28.7)	47,494 (31.4)	6,076 (12.5)	85,989 (27.4)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	44,877 (21.8)	8,148 (23.7)	7,528 (30.2)	16,669 (46.1)
1013	1013	86,010 (27.5)	32,427 (28.7)	47,494 (31.4)	6,088 (12.5)	86,010 (27.5)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	44,898 (21.8)	8,148 (23.7)	7,528 (30.2)	16,669 (46.1)
1014	1014	86,026 (27.5)	32,431 (28.7)	47,504 (31.4)	6,092 (12.5)	86,026 (27.5)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	44,910 (21.8)	8,148 (23.7)	7,532 (30.2)	16,669 (46.1)
1015	1015	86,185 (27.5)	32,431 (28.7)	47,654 (31.5)	6,100 (12.5)	86,185 (27.5)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	45,068 (21.9)	8,148 (23.7)	7,532 (30.2)	16,669 (46.1)
1016	1016	86,367 (27.6)	32,431 (28.7)	47,816 (31.6)	6,120 (12.6)	86,367 (27.6)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	45,198 (21.9)	8,148 (23.7)	7,584 (30.4)	16,669 (46.1)
1017	1017	86,825 (29.0)	32,760 (29.0)	47,892 (31.6)	6,173 (12.7)	86,825 (27.7)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	45,610 (22.1)	8,195 (23.8)	7,584 (30.4)	16,669 (46.1)
1018	1018	87,206 (27.8)	32,842 (29.0)	48,172 (31.8)	6,192 (12.7)	87,206 (27.8)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	45,905 (22.3)	8,195 (23.8)	7,666 (30.7)	16,672 (46.1)
1019	1019	87,258 (27.9)	32,882 (29.1)	48,184 (31.8)	6,192 (12.7)	87,258 (27.9)						2,807 (86.1)	5,961 (71.9)	45,917 (22.3)	8,195 (23.8)	7,666 (30.7)	16,712 (46.2)
1020	1020	89,071 (28.4)	33,528 (29.6)	49,209 (32.5)	6,334 (13.0)	89,071 (28.4)						2,807 (86.1)	6,032 (72.8)	47,146 (22.9)	8,399 (24.4)	7,678 (30.8)	17,009 (47.0)
1021	1021	89,097 (28.4)	33,528 (29.6)	49,227 (32.5)	6,342 (13.0)	89,097 (28.4)						2,807 (86.1)	6,032 (72.8)	47,162 (22.9)	8,405 (24.5)	7,678 (30.8)	17,013 (47.0)
1022	1022	89,392 (28.5)	33,626 (29.7)	49,349 (32.6)	6,417 (13.2)	89,392 (28.5)						2,807 (86.1)	6,039 (72.9)	47,351 (23.0)	8,460 (24.6)	7,718 (30.9)	17,018 (47.0)
1023	1023	89,555 (28.6)	33,719 (29.8)	49,353 (32.6)	6,483 (13.3)	89,555 (28.6)						2,807 (86.1)	6,039 (72.9)	47,510 (23.0)	8,460 (24.6)	7,718 (30.9)	17,022 (47.1)
1024	1024	89,743 (28.7)	33,806 (29.9)	49,434 (32.6)	6,503 (13.3)	89,743 (28.6)						2,807 (86.1)	6,082 (73.4)	47,576 (23.1)	8,460 (24.6)	7,726 (31.0)	17,092 (47.3)
1025	1025	89,982 (28.7)	33,892 (30.0)	49,563 (32.7)	6,527 (13.4)	89,982 (28.7)						2,807 (86.1)	6,082 (73.4)	47,701 (23.1)	8,464 (24.6)	7,780 (31.2)	17,148 (47.4)
1026	1026	90,037 (28.7)	33,937 (30.0)	49,569 (32.7)	6,531 (13.4)	90,037 (28.7)						2,807 (86.1)	6,082 (73.4)	47,716 (23.1)	8,464 (24.6)	7,819 (31.3)	17,148 (47.4)
1027	1027	90,263 (28.8)	33,986 (30.0)	49,731 (32.8)	6,546 (13.4)	90,263 (28.8)						2,807 (86.1)	6,086 (73.4)	47,890 (23.2)	8,513 (24.8)	7,819 (31.3)	17,148 (47.4)
1028	1028	90,448 (28.9)	34,167 (30.2)	49,731 (32.8)	6,551 (13.4)	90,448 (28.9)						2,807 (86.1)	6,086 (73.4)	47,988 (23.3)	8,513 (24.8)	7,866 (31.5)	17,188 (47.5)
1029	1029	90,721 (29.0)	34,167 (30.2)	49,981 (33.0)	6,574 (13.5)	90,721 (29.0)						2,807 (86.1)	6,086 (73.4)	48,074 (23.3)	8,518 (24.8)	7,933 (31.8)	17,364 (48.0)
1030	1030	94,687 (30.2)	34,859 (30.8)	53,073 (35.0)	6,755 (13.9)	94,687 (30.2)						2,807 (86.1)	6,191 (74.7)	50,605 (24.5)	9,057 (26.4)	8,378 (33.6)	17,648 (48.8)
1031	1031	94,800 (30.3)	34,859 (30.8)	53,177 (35.1)	6,764 (13.9)	94,800 (30.3)						2,807 (86.1)	6,191 (74.7)	50,661 (24.6)	9,057 (26.4)	8,435 (33.8)	17,648 (48.8)
1032	1032	95,061 (30.3)	35,054 (31.0)	53,236 (35.2)	6,771 (13.9)	95,061 (30.3)						2,807 (86.1)	6,250 (75.4)	50,661 (24.6)	9,061 (26.4)	8,536 (34.2)	17,746 (49.1)

1033	1033	95,180	35,167	53,242	6,771	95,180						2,807	6,254	50,771	9,061	8,540	17,746
		(30.4)	(31.1)	(35.2)	(13.9)	(30.4)						(86.1)	(75.5)	(24.6)	(26.4)	(34.2)	(49.1)
1034	1034	95,266	35,244	53,246	6,775	95,266						2,807	6,254	50,853	9,061	8,540	17,750
		(30.4)	(31.2)	(35.2)	(13.9)	(30.4)						(86.1)	(75.5)	(24.7)	(26.4)	(34.2)	(49.1)
1035	1035	95,437	35,244	53,393	6,800	95,437						2,807	6,254	50,869	9,138	8,611	17,758
		(30.5)	(31.2)	(35.3)	(14.0)	(30.5)						(86.1)	(75.5)	(24.7)	(26.6)	(34.5)	(49.1)
1036	1039	95,898	35,465	53,416	7,017	95,898						2,807	6,353	51,144	9,192	8,628	17,775
		(30.6)	(31.4)	(35.3)	(14.4)	(30.6)						(86.1)	(76.7)	(24.8)	(26.7)	(34.6)	(49.1)
1040	1049	97,983	36,408	54,144	7,431	97,983						2,807	6,437	52,438	9,468	8,930	17,903
		(31.3)	(32.2)	(35.8)	(15.2)	(31.3)						(86.1)	(77.7)	(25.4)	(27.6)	(35.8)	(49.5)
1050	1059	105,045	38,799	57,964	8,282	105,045						3,119	6,921	56,260	10,245	9,402	19,096
		(33.5)	(34.3)	(38.3)	(17.0)	(33.5)						(95.7)	(83.5)	(27.3)	(29.8)	(37.7)	(52.8)
1060	1069	108,184	40,135	59,487	8,562	108,184						3,119	7,024	58,199	10,414	9,772	19,656
		(34.5)	(35.5)	(39.3)	(17.6)	(34.5)						(95.7)	(84.8)	(28.2)	(30.3)	(39.2)	(54.3)
1070	1079	110,789	40,899	60,615	9,275	110,789						3,119	7,077	60,007	10,622	9,868	20,095
		(35.4)	(36.2)	(40.0)	(19.0)	(35.4)						(95.7)	(85.4)	(29.1)	(30.9)	(39.5)	(55.6)
1080	1089	113,374	41,762	61,963	9,648	113,374						3,119	7,089	61,501	11,069	10,209	20,385
		(36.2)	(36.9)	(40.9)	(19.8)	(36.2)						(95.7)	(85.5)	(29.8)	(32.2)	(40.9)	(56.4)
1090	1099	115,572	42,368	63,305	9,900	115,572						3,119	7,089	63,084	11,187	10,381	20,712
		(36.9)	(37.5)	(41.8)	(20.3)	(36.9)						(95.7)	(85.5)	(30.6)	(32.6)	(41.6)	(57.3)
1100	1199	144,299	52,617	76,483	15,200	144,299						3,190	7,986	83,143	13,150	12,521	24,309
		(46.1)	(46.5)	(50.5)	(31.2)	(46.1)						(97.8)	(96.4)	(40.3)	(38.3)	(50.2)	(67.2)
1200	1299	170,754	62,080	88,463	20,211	170,754						3,260	8,137	101,674	16,134	14,584	26,964
		(54.5)	(54.9)	(58.4)	(41.5)	(54.5)						(100.0)	(98.2)	(49.3)	(46.9)	(58.4)	(74.5)
1300	1399	193,127	71,154	97,398	24,575	193,127							8,233	11,768	18,352	16,541	28,974
		(61.6)	(62.9)	(64.3)	(50.4)	(61.6)						(99.4)	(99.4)	(57.1)	(53.4)	(66.3)	(80.1)
1400	1499	211,551	77,814	105,780	27,957	211,551							8,238	131,600	20,361	18,064	30,029
		(67.5)	(68.8)	(69.8)	(57.4)	(67.5)						(99.4)	(99.4)	(63.6)	(59.2)	(72.4)	(83.0)
1500	1599	228,192	83,717	112,783	31,692	228,192							8,238	144,867	22,201	18,792	30,833
		(72.8)	(74.0)	(74.5)	(65.0)	(72.8)						(99.4)	(99.4)	(70.2)	(64.6)	(75.3)	(85.2)
1600	1699	243,157	87,986	119,849	35,322	243,157							8,238	156,455	24,023	19,747	31,434
		(77.6)	(77.8)	(79.1)	(72.5)	(77.6)						(99.4)	(99.4)	(75.9)	(69.9)	(79.1)	(86.9)
1700	1799	253,869	91,423	124,899	37,547	253,869							8,238	164,357	25,476	20,508	32,030
		(81.0)	(80.8)	(82.5)	(77.1)	(81.0)						(99.4)	(99.4)	(79.7)	(74.1)	(82.2)	(88.5)
1800	1899	262,341	94,253	128,316	39,772	262,341							8,238	170,677	26,330	21,276	32,560
		(83.7)	(83.3)	(84.7)	(81.6)	(83.7)						(99.4)	(99.4)	(82.8)	(76.6)	(85.2)	(90.0)
1900	1999	269,839	96,981	131,921	40,937	269,839							8,238	176,367	27,397	21,845	32,732
		(86.1)	(85.7)	(87.1)	(84.0)	(86.1)						(99.4)	(99.4)	(85.5)	(79.7)	(87.5)	(90.5)
2000		313,287	113,120	151,440	48,727	313,287							8,287	206,243	34,365	24,961	36,172
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)						(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
平均	平均	202,349	189,721	197,291	247,388	202,349						46,894	72,141	217,750	234,536	188,832	137,128
当平均	当平均	1,468	1,455	1,459	1,528	1,468						976	1,031	1,516	1,591	1,387	1,279
月一人	月一人	133	129	128	160	133						48	71	141	140	130	106
第1・2	第1・2	935	935	935	950	935						935	935	938	935	935	935
第1・1	第1・1	950	935	950	1,000	950						935	935	950	950	935	950
第1・4	第1・4	1,000	1,000	1,000	1,134	1,000						935	950	1,030	1,030	1,000	950
中位	中位	1,240	1,241	1,190	1,390	1,240						950	1,000	1,301	1,333	1,196	1,050
四分位	四分位	0.2577	0.2494	0.2555	0.2245	0.2577						0.0342	0.0410	0.2460	0.3050	0.2479	0.1671

【上段】 累積労働数

【下段】 累積時数

表2 (2) (産業・職業形態別の厚生年金受給額、性別年齢別)

最低賃金：935円
産別適用除外を含む労働者

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男						女																	
		17歳以下		18～19歳		20～54歳		55～59歳		60～64歳		65歳以上		17歳以下		18～19歳		20～54歳		55～59歳		60～64歳		65歳以上	
		男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計	男性計	女性計
計	313,287	150,556	162,731	4,171	100,059	16,145	11,946	17,149	162,731	2,174	4,116	106,183	18,220	13,014	19,023										
円	4,864	2,270	2,595	154	809	295	262	750	2,595	57	57	1,636	80	173	648										
924	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
925	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
926	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
927	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
928	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
929	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
930	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
931	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
932	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
933	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
934	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	(0.8)	(4.4)	(2.2)	(2.2)	(1.6)	(1.4)	(1.4)	(1.5)	(0.4)	(3.4)											
935	(6.7)	(5.1)	(6.7)	(18.6)	(3.4)	(4.9)	(4.4)	(11.2)	(8.1)	(32.9)	(9.5)	(6.3)	(6.1)	(6.4)	(18.5)										
936	(6.7)	(5.1)	(6.7)	(18.6)	(3.4)	(4.9)	(4.4)	(11.6)	(8.1)	(32.9)	(9.5)	(6.3)	(6.1)	(6.4)	(18.5)										
937	(6.8)	(5.2)	(6.8)	(18.7)	(3.5)	(4.9)	(4.4)	(11.8)	(8.3)	(32.9)	(9.6)	(6.3)	(6.3)	(6.7)	(19.3)										
938	(6.9)	(5.3)	(6.9)	(18.7)	(3.7)	(4.9)	(4.4)	(11.8)	(8.4)	(32.9)	(9.6)	(6.3)	(6.3)	(6.7)	(19.3)										
939	(7.0)	(5.4)	(7.0)	(18.7)	(3.7)	(5.2)	(4.9)	(11.8)	(8.4)	(32.9)	(9.6)	(6.3)	(6.3)	(6.7)	(19.3)										
940	(9.2)	(6.3)	(9.2)	(32.2)	(4.1)	(5.5)	(5.4)	(12.4)	(12.0)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.1)	(26.8)										
941	(9.2)	(6.3)	(9.2)	(32.2)	(4.1)	(5.5)	(5.4)	(12.4)	(12.0)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.1)	(26.8)										
942	(9.3)	(6.3)	(9.3)	(32.2)	(4.1)	(5.5)	(5.4)	(12.4)	(12.1)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.4)	(26.8)										
943	(9.3)	(6.3)	(9.3)	(32.2)	(4.1)	(5.5)	(5.4)	(12.4)	(12.1)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.4)	(26.8)										
944	(9.3)	(6.3)	(9.3)	(32.2)	(4.1)	(5.5)	(5.4)	(12.4)	(12.1)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.4)	(26.8)										
945	(9.5)	(6.5)	(9.5)	(35.6)	(4.3)	(6.3)	(6.3)	(12.5)	(12.3)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.4)	(26.8)										
946	(9.6)	(6.6)	(9.6)	(35.6)	(4.3)	(6.3)	(6.3)	(12.7)	(12.3)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.4)	(26.8)										
947	(9.6)	(6.6)	(9.6)	(35.6)	(4.3)	(6.3)	(6.3)	(12.7)	(12.3)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.4)	(26.8)										
948	(9.6)	(6.6)	(9.6)	(35.6)	(4.3)	(6.3)	(6.3)	(12.7)	(12.3)	(36.1)	(17.3)	(9.8)	(9.8)	(12.4)	(26.8)										

949	-	949	30,037 (9.6)	9,890 (6.6)	387 (35.6)	1,343 (32.2)	4,321 (4.3)	1,010 (6.3)	649 (5.4)	2,180 (12.7)	20,147 (12.4)	785 (36.1)	713 (17.3)	9,898 (9.3)	1,891 (10.4)	1,743 (13.4)	5,117 (26.9)
950	-	950	43,805 (14.0)	12,760 (8.5)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,825 (5.8)	1,178 (7.3)	740 (6.2)	2,675 (15.6)	31,046 (19.1)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	15,871 (14.9)	2,952 (16.2)	3,303 (25.4)	6,489 (34.1)
951	-	951	44,042 (14.1)	12,764 (8.5)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,825 (5.8)	1,178 (7.3)	740 (6.2)	2,680 (15.6)	31,277 (19.2)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,044 (15.1)	2,952 (16.2)	3,303 (25.4)	6,548 (34.4)
952	-	952	44,272 (14.1)	12,764 (8.5)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,825 (5.8)	1,178 (7.3)	740 (6.2)	2,680 (15.6)	31,508 (19.4)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,146 (15.2)	3,081 (16.9)	3,303 (25.4)	6,548 (34.4)
953	-	953	44,348 (14.2)	12,775 (8.5)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,831 (5.8)	1,178 (7.3)	740 (6.2)	2,685 (15.7)	31,573 (19.4)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,146 (15.2)	3,081 (16.9)	3,303 (25.4)	6,613 (34.8)
954	-	954	44,401 (14.2)	12,775 (8.5)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,831 (5.8)	1,178 (7.3)	740 (6.2)	2,685 (15.7)	31,927 (19.4)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,150 (15.2)	3,081 (16.9)	3,303 (25.4)	6,662 (35.0)
955	-	955	44,719 (14.3)	12,782 (8.5)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,835 (5.8)	1,181 (7.3)	740 (6.2)	2,685 (15.7)	31,937 (19.6)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,434 (15.5)	3,096 (17.0)	3,303 (25.4)	6,674 (35.1)
956	-	956	44,885 (14.3)	12,881 (8.6)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,882 (5.9)	1,181 (7.3)	792 (6.6)	2,685 (15.7)	32,003 (19.7)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,497 (15.5)	3,096 (17.0)	3,303 (25.4)	6,677 (35.1)
957	-	957	45,038 (14.4)	12,881 (8.6)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,882 (5.9)	1,181 (7.3)	792 (6.6)	2,685 (15.7)	32,157 (19.8)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,589 (15.6)	3,096 (17.0)	3,303 (25.4)	6,738 (35.4)
958	-	958	45,197 (14.4)	12,839 (8.6)	633 (58.3)	1,709 (41.0)	5,886 (5.9)	1,181 (7.3)	796 (6.7)	2,734 (15.9)	32,258 (19.8)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,597 (15.6)	3,143 (17.2)	3,303 (25.4)	6,785 (35.7)
959	-	959	45,332 (14.5)	12,945 (8.6)	633 (58.3)	1,715 (41.1)	5,886 (5.9)	1,181 (7.3)	796 (6.7)	2,734 (15.9)	32,387 (19.9)	1,163 (53.5)	1,267 (30.8)	16,674 (15.7)	3,143 (17.2)	3,355 (25.8)	6,785 (35.7)
960	-	960	47,939 (15.3)	13,339 (8.9)	703 (64.7)	1,715 (41.1)	6,170 (6.2)	1,188 (7.4)	801 (6.7)	2,763 (16.1)	34,001 (21.3)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	17,675 (16.6)	3,489 (19.1)	3,602 (27.7)	7,005 (36.8)
961	-	961	48,435 (15.5)	13,546 (9.0)	703 (64.7)	1,715 (41.1)	6,377 (6.4)	1,188 (7.4)	801 (6.7)	2,763 (16.1)	34,890 (21.4)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	17,823 (16.8)	3,590 (19.7)	3,602 (27.7)	7,044 (37.0)
962	-	962	48,479 (15.5)	13,546 (9.0)	703 (64.7)	1,715 (41.1)	6,377 (6.4)	1,188 (7.4)	801 (6.7)	2,763 (16.1)	34,933 (21.5)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	17,867 (16.8)	3,590 (19.7)	3,602 (27.7)	7,044 (37.0)
963	-	963	48,633 (15.5)	13,546 (9.0)	703 (64.7)	1,715 (41.1)	6,377 (6.4)	1,188 (7.4)	801 (6.7)	2,763 (16.1)	35,087 (21.6)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	18,021 (17.0)	3,590 (19.7)	3,602 (27.7)	7,044 (37.0)
964	-	964	48,789 (15.6)	13,603 (9.0)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	6,383 (6.4)	1,188 (7.4)	848 (7.1)	2,763 (16.1)	35,187 (21.6)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	18,116 (17.1)	3,590 (19.7)	3,602 (27.7)	7,048 (37.0)
965	-	965	50,135 (16.0)	13,880 (9.2)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	6,643 (6.6)	1,188 (7.4)	852 (7.1)	2,775 (16.2)	36,255 (22.3)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	18,823 (17.7)	3,716 (20.4)	3,744 (28.8)	7,142 (37.5)
966	-	966	50,178 (16.0)	13,884 (9.2)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	6,643 (6.6)	1,188 (7.4)	856 (7.2)	2,775 (16.2)	36,294 (22.3)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	18,862 (17.8)	3,716 (20.4)	3,744 (28.8)	7,142 (37.5)
967	-	967	50,439 (16.1)	14,074 (9.3)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	6,833 (6.8)	1,188 (7.4)	856 (7.2)	2,775 (16.2)	36,365 (22.3)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	18,933 (17.8)	3,716 (20.4)	3,744 (28.8)	7,142 (37.5)
968	-	968	50,822 (16.2)	14,118 (9.4)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	6,877 (6.9)	1,188 (7.4)	856 (7.2)	2,775 (16.2)	36,505 (22.4)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	18,933 (17.8)	3,793 (20.8)	3,744 (28.8)	7,205 (37.9)
969	-	969	50,826 (16.2)	14,118 (9.4)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	6,877 (6.9)	1,188 (7.4)	856 (7.2)	2,775 (16.2)	36,509 (22.4)	1,233 (56.7)	1,597 (38.8)	18,936 (17.8)	3,793 (20.8)	3,744 (28.8)	7,205 (37.9)
970	-	970	53,023 (17.0)	14,372 (9.5)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	7,010 (7.0)	1,244 (7.7)	856 (7.2)	2,840 (16.6)	38,651 (21.4)	1,233 (56.7)	1,800 (43.7)	20,664 (19.5)	3,906 (21.4)	3,831 (29.4)	7,217 (37.9)
971	-	971	53,134 (17.0)	14,378 (9.5)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	7,016 (7.0)	1,244 (7.7)	856 (7.2)	2,840 (16.6)	38,757 (23.8)	1,233 (56.7)	1,800 (43.7)	20,664 (19.5)	3,906 (21.4)	3,831 (29.4)	7,322 (38.5)
972	-	972	53,239 (17.0)	14,432 (9.6)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	7,066 (7.1)	1,244 (7.7)	856 (7.2)	2,845 (16.6)	38,807 (23.8)	1,233 (56.7)	1,800 (43.7)	20,715 (19.5)	3,906 (21.4)	3,831 (29.4)	7,322 (38.5)
973	-	973	53,352 (17.0)	14,484 (9.6)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	7,066 (7.1)	1,244 (7.7)	856 (7.2)	2,896 (16.9)	38,868 (23.9)	1,233 (56.7)	1,800 (43.7)	20,776 (19.6)	3,906 (21.4)	3,831 (29.4)	7,322 (38.5)
974	-	974	53,536 (17.1)	14,536 (9.7)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	7,066 (7.1)	1,244 (7.7)	856 (7.2)	2,948 (17.2)	39,001 (24.0)	1,233 (56.7)	1,800 (43.7)	20,776 (19.6)	3,965 (21.8)	3,901 (30.0)	7,325 (38.5)
975	-	975	54,208 (17.3)	14,649 (9.7)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	7,098 (7.1)	1,244 (7.7)	856 (7.2)	3,029 (17.7)	39,559 (22.2)	1,233 (56.7)	1,800 (43.7)	21,255 (20.0)	4,039 (22.2)	3,901 (30.0)	7,331 (38.5)
976	-	976	54,237 (17.3)	14,661 (9.7)	703 (64.7)	1,719 (41.2)	7,098 (7.1)	1,244 (7.7)	860 (7.2)	3,037 (17.7)	39,576 (22.2)	1,233 (56.7)	1,800 (43.7)	21,264 (20.0)	4,047 (22.2)	3,901 (30.0)	7,331 (38.5)

977	977	54,350	14,670	703	1,719	7,088	1,244	865	3,042	39,679	1,233	1,800	21,268	4,100	3,948	7,331
		(17.3)	(9.7)	(64.7)	(17.3)	(7.1)	(7.7)	(7.2)	(17.7)	(22.5)	(56.7)	(43.7)	(24.4)	(22.5)	(30.3)	(38.5)
978	978	54,644	14,848	703	1,719	7,168	1,244	972	3,042	39,797	1,233	1,800	21,381	4,100	3,952	7,331
		(17.4)	(9.9)	(64.7)	(17.4)	(7.2)	(7.7)	(8.1)	(17.7)	(22.5)	(56.7)	(43.7)	(24.5)	(22.5)	(30.4)	(38.5)
979	979	54,654	14,854	703	1,719	7,174	1,244	972	3,042	39,801	1,233	1,800	21,381	4,104	3,952	7,331
		(17.4)	(9.9)	(64.7)	(17.4)	(7.2)	(7.7)	(8.1)	(17.7)	(22.5)	(56.7)	(43.7)	(24.5)	(22.5)	(30.4)	(38.5)
980	980	57,697	15,518	703	1,824	7,543	1,244	984	3,221	42,179	1,233	1,905	22,807	4,356	4,261	7,617
		(18.4)	(10.3)	(64.7)	(18.4)	(7.5)	(7.7)	(8.2)	(18.8)	(25.9)	(56.7)	(46.3)	(21.5)	(23.9)	(32.7)	(40.0)
981	981	57,789	15,597	703	1,824	7,557	1,244	984	3,286	42,192	1,233	1,905	22,815	4,356	4,265	7,617
		(18.4)	(10.4)	(64.7)	(18.4)	(7.6)	(7.7)	(8.2)	(19.2)	(25.9)	(56.7)	(46.3)	(21.5)	(23.9)	(32.8)	(40.0)
982	982	57,918	15,597	703	1,824	7,557	1,244	984	3,286	42,321	1,233	1,905	22,940	4,356	4,270	7,617
		(18.5)	(10.4)	(64.7)	(18.4)	(7.6)	(7.7)	(8.2)	(19.2)	(26.0)	(56.7)	(46.3)	(21.6)	(23.9)	(32.8)	(40.0)
983	983	57,974	15,597	703	1,824	7,557	1,244	984	3,286	42,378	1,233	1,905	22,997	4,356	4,270	7,617
		(18.5)	(10.4)	(64.7)	(18.4)	(7.6)	(7.7)	(8.2)	(19.2)	(26.0)	(56.7)	(46.3)	(21.7)	(23.9)	(32.8)	(40.0)
984	984	58,041	15,601	703	1,824	7,561	1,244	984	3,286	42,441	1,233	1,905	23,060	4,356	4,270	7,617
		(18.5)	(10.4)	(64.7)	(18.4)	(7.6)	(7.7)	(8.2)	(19.2)	(26.1)	(56.7)	(46.3)	(21.7)	(23.9)	(32.8)	(40.0)
985	985	58,862	15,812	703	1,824	7,768	1,244	988	3,286	43,050	1,233	1,905	23,517	4,403	4,273	7,718
		(18.8)	(10.5)	(64.7)	(18.4)	(7.8)	(7.7)	(8.3)	(19.2)	(26.5)	(56.7)	(46.3)	(22.1)	(24.2)	(32.8)	(40.6)
986	986	58,869	15,816	703	1,824	7,768	1,244	988	3,290	43,054	1,233	1,905	23,521	4,403	4,273	7,718
		(18.8)	(10.5)	(64.7)	(18.4)	(7.8)	(7.7)	(8.3)	(19.2)	(26.5)	(56.7)	(46.3)	(22.2)	(24.2)	(32.8)	(40.6)
987	987	58,974	15,816	703	1,824	7,768	1,244	988	3,290	43,159	1,233	1,905	23,626	4,403	4,273	7,718
		(18.8)	(10.5)	(64.7)	(18.4)	(7.8)	(7.7)	(8.3)	(19.2)	(26.5)	(56.7)	(46.3)	(22.2)	(24.2)	(32.8)	(40.6)
988	988	59,082	15,823	703	1,824	7,775	1,244	988	3,290	43,259	1,233	1,905	23,723	4,403	4,273	7,722
		(18.9)	(10.5)	(64.7)	(18.4)	(7.8)	(7.7)	(8.3)	(19.2)	(26.6)	(56.7)	(46.3)	(22.3)	(24.2)	(32.8)	(40.6)
989	989	59,142	15,823	703	1,824	7,775	1,244	988	3,290	43,319	1,233	1,905	23,730	4,403	4,273	7,774
		(18.9)	(10.5)	(64.7)	(18.4)	(7.8)	(7.7)	(8.3)	(19.2)	(26.6)	(56.7)	(46.3)	(22.3)	(24.2)	(32.8)	(40.9)
990	990	61,735	16,040	773	1,824	7,846	1,320	988	3,290	45,694	1,515	2,292	24,706	4,696	4,561	7,925
		(19.7)	(10.7)	(71.2)	(18.4)	(7.8)	(8.2)	(8.3)	(19.2)	(28.1)	(69.7)	(55.7)	(23.3)	(25.8)	(35.0)	(41.7)
991	991	61,911	16,099	773	1,824	7,846	1,320	988	3,348	45,812	1,515	2,292	24,823	4,696	4,561	7,925
		(19.8)	(10.7)	(71.2)	(18.4)	(7.8)	(8.2)	(8.3)	(19.5)	(28.2)	(69.7)	(55.7)	(23.4)	(25.8)	(35.0)	(41.7)
992	992	62,118	16,099	773	1,824	7,846	1,320	988	3,348	46,019	1,515	2,292	24,972	4,696	4,561	7,983
		(19.8)	(10.7)	(71.2)	(18.4)	(7.8)	(8.2)	(8.3)	(19.5)	(28.3)	(69.7)	(55.7)	(23.5)	(25.8)	(35.0)	(42.0)
993	993	62,211	16,152	773	1,824	7,895	1,320	992	3,348	46,058	1,515	2,292	25,011	4,696	4,561	7,983
		(19.9)	(10.7)	(71.2)	(18.4)	(7.9)	(8.2)	(8.3)	(19.5)	(28.3)	(69.7)	(55.7)	(23.5)	(25.8)	(35.0)	(42.0)
994	994	62,347	16,165	773	1,824	7,907	1,320	992	3,348	46,182	1,515	2,299	25,128	4,696	4,561	7,983
		(19.9)	(10.7)	(71.2)	(18.4)	(7.9)	(8.2)	(8.3)	(19.5)	(28.4)	(69.7)	(55.9)	(23.7)	(25.8)	(35.0)	(42.0)
995	995	62,508	16,173	773	1,824	7,907	1,320	992	3,357	46,335	1,515	2,299	25,263	4,705	4,569	7,983
		(20.0)	(10.7)	(71.2)	(18.4)	(7.9)	(8.2)	(8.3)	(19.6)	(28.5)	(69.7)	(55.9)	(23.8)	(25.8)	(35.1)	(42.0)
996	996	62,624	16,250	773	1,824	7,984	1,320	992	3,357	46,374	1,515	2,299	25,263	4,705	4,569	8,023
		(20.0)	(10.8)	(71.2)	(18.4)	(8.0)	(8.2)	(8.3)	(19.6)	(28.5)	(69.7)	(55.9)	(23.8)	(25.8)	(35.1)	(42.2)
997	997	62,638	16,255	773	1,824	7,984	1,320	992	3,362	46,382	1,515	2,299	25,267	4,709	4,569	8,023
		(20.0)	(10.8)	(71.2)	(18.4)	(8.0)	(8.2)	(8.3)	(19.6)	(28.5)	(69.7)	(55.9)	(23.8)	(25.8)	(35.1)	(42.2)
998	998	62,743	16,255	773	1,824	7,984	1,320	992	3,362	46,487	1,515	2,299	25,320	4,709	4,622	8,023
		(20.0)	(10.8)	(71.2)	(18.4)	(8.0)	(8.2)	(8.3)	(19.6)	(28.6)	(69.7)	(55.9)	(23.8)	(25.8)	(35.5)	(42.2)
999	999	62,747	16,260	773	1,824	7,984	1,320	992	3,366	46,487	1,515	2,299	25,320	4,709	4,622	8,023
		(20.0)	(10.8)	(71.2)	(18.4)	(8.0)	(8.2)	(8.3)	(19.6)	(28.6)	(69.7)	(55.9)	(23.8)	(25.8)	(35.5)	(42.2)
1,000	1,000	83,297	23,102	875	2,928	10,579	1,646	1,677	5,397	60,195	1,932	3,013	32,915	6,005	5,600	10,732
		(26.6)	(15.3)	(80.6)	(20.2)	(10.6)	(10.2)	(14.0)	(31.5)	(37.0)	(88.9)	(73.2)	(31.0)	(33.0)	(43.0)	(56.4)
1,001	1,001	83,445	23,149	875	2,928	10,579	1,646	1,677	5,444	60,296	1,932	3,013	33,010	6,009	5,600	10,732
		(26.6)	(15.4)	(80.6)	(20.2)	(10.6)	(10.2)	(14.0)	(31.7)	(37.1)	(88.9)	(73.2)	(31.1)	(33.0)	(43.0)	(56.4)
1,002	1,002	83,598	23,213	875	2,928	10,638	1,646	1,677	5,450	60,385	1,932	3,013	33,015	6,009	5,600	10,816
		(15.4)	(10.6)	(80.6)	(20.2)	(10.6)	(10.2)	(14.0)	(31.8)	(37.1)	(88.9)	(73.2)	(31.1)	(33.0)	(43.0)	(56.9)
1,003	1,003	83,598	23,213	875	2,928	10,638	1,646	1,677	5,450	60,385	1,932	3,013	33,015	6,009	5,600	10,816
		(26.7)	(15.4)	(80.6)	(20.2)	(10.6)	(10.2)	(14.0)	(31.8)	(37.1)	(88.9)	(73.2)	(31.1)	(33.0)	(43.0)	(56.9)
1,004	1,004	83,656	23,217	875	2,928	10,642	1,646	1,677	5,450	60,438	1,932	3,013	33,019	6,009	5,649	10,816
		(26.7)	(15.4)	(80.6)	(20.2)	(10.6)	(10.2)	(14.0)	(31.8)	(37.1)	(88.9)	(73.2)	(31.1)	(33.0)	(43.4)	(56.9)

1.005	1.005	83,781 (26.7)	23,225 (15.4)	875 (80.6)	2,928 (70.2)	10,646 (10.2)	1,646 (10.2)	1,677 (14.0)	5,454 (31.8)	60,555 (37.2)	1,932 (88.9)	3,013 (73.2)	33,089 (31.2)	6,009 (33.0)	5,696 (43.8)	10,816 (56.9)
1.006	1.006	84,455 (27.0)	23,414 (15.6)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,743 (10.7)	1,646 (10.2)	1,682 (14.1)	5,537 (32.3)	61,040 (37.5)	1,932 (88.9)	3,021 (73.4)	33,423 (31.5)	6,046 (33.2)	5,732 (44.0)	10,886 (57.2)
1.007	1.007	84,530 (27.0)	23,435 (15.6)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,763 (10.8)	1,646 (10.2)	1,682 (14.1)	5,537 (32.3)	61,095 (37.5)	1,932 (88.9)	3,021 (73.4)	33,478 (31.5)	6,046 (33.2)	5,732 (44.0)	10,886 (57.2)
1.008	1.008	84,551 (27.0)	23,435 (15.6)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,763 (10.8)	1,646 (10.2)	1,682 (14.1)	5,537 (32.3)	61,116 (37.6)	1,932 (88.9)	3,025 (73.5)	33,495 (31.5)	6,046 (33.2)	5,732 (44.0)	10,886 (57.2)
1.009	1.009	84,624 (27.0)	23,500 (15.6)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,776 (10.8)	1,646 (10.2)	1,682 (14.1)	5,589 (32.6)	61,124 (37.6)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	33,500 (31.5)	6,046 (33.2)	5,732 (44.0)	10,886 (57.2)
1.010	1.010	85,727 (27.4)	23,712 (15.7)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,790 (10.8)	1,659 (10.3)	1,696 (14.2)	5,759 (33.6)	62,015 (38.1)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	33,992 (32.0)	6,329 (34.7)	5,827 (44.8)	10,906 (57.3)
1.011	1.011	85,942 (27.4)	23,823 (15.8)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,790 (10.8)	1,766 (10.9)	1,701 (14.2)	5,759 (33.6)	62,119 (38.2)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	34,040 (32.1)	6,382 (35.0)	5,827 (44.8)	10,910 (57.3)
1.012	1.012	85,989 (27.4)	23,823 (15.8)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,790 (10.8)	1,766 (10.9)	1,701 (14.2)	5,759 (33.6)	62,166 (38.2)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	34,087 (32.1)	6,382 (35.0)	5,827 (44.8)	10,910 (57.3)
1.013	1.013	86,010 (27.5)	23,831 (15.8)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,799 (10.8)	1,766 (10.9)	1,701 (14.2)	5,759 (33.6)	62,179 (38.2)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	34,099 (32.1)	6,382 (35.0)	5,827 (44.8)	10,910 (57.3)
1.014	1.014	86,026 (27.5)	23,839 (15.8)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,807 (10.8)	1,766 (10.9)	1,701 (14.2)	5,759 (33.6)	62,187 (38.2)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	34,103 (32.1)	6,382 (35.0)	5,831 (44.8)	10,910 (57.3)
1.015	1.015	86,185 (27.5)	23,839 (15.8)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,807 (10.8)	1,766 (10.9)	1,701 (14.2)	5,759 (33.6)	62,345 (38.3)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	34,261 (32.3)	6,382 (35.0)	5,831 (44.8)	10,910 (57.3)
1.016	1.016	86,367 (27.6)	23,892 (15.9)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,807 (10.8)	1,766 (10.9)	1,753 (14.7)	5,759 (33.6)	62,475 (38.4)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	34,391 (32.4)	6,382 (35.0)	5,831 (44.8)	10,910 (57.3)
1.017	1.017	86,825 (27.7)	23,962 (15.9)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,877 (10.9)	1,766 (10.9)	1,753 (14.7)	5,759 (33.6)	62,863 (38.6)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	34,732 (32.7)	6,429 (35.3)	5,831 (44.8)	10,910 (57.3)
1.018	1.018	87,206 (27.8)	24,044 (16.0)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,877 (10.9)	1,766 (10.9)	1,834 (15.4)	5,759 (33.6)	63,175 (38.8)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	35,028 (33.0)	6,429 (35.3)	5,831 (44.8)	10,913 (57.4)
1.019	1.019	87,258 (27.9)	24,083 (16.0)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	10,877 (10.9)	1,766 (10.9)	1,834 (15.4)	5,788 (33.8)	63,175 (38.8)	1,932 (88.9)	3,029 (73.6)	35,040 (33.0)	6,429 (35.3)	5,831 (44.8)	10,913 (57.4)
1.020	1.020	89,071 (28.4)	24,543 (16.3)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	11,188 (11.2)	1,813 (11.2)	1,842 (15.4)	5,893 (34.4)	64,528 (39.7)	1,932 (88.9)	3,099 (75.3)	35,959 (33.9)	6,587 (36.1)	5,836 (44.8)	11,116 (58.4)
1.021	1.021	89,097 (28.4)	24,553 (16.3)	875 (80.6)	2,933 (70.3)	11,194 (11.2)	1,813 (11.2)	1,842 (15.4)	5,897 (34.4)	64,544 (39.7)	1,932 (88.9)	3,099 (75.3)	35,969 (33.9)	6,593 (36.2)	5,836 (44.8)	11,116 (58.4)
1.022	1.022	89,392 (28.5)	24,565 (16.3)	875 (80.6)	2,936 (70.4)	11,197 (11.2)	1,813 (11.2)	1,842 (15.4)	5,902 (34.4)	64,827 (39.9)	1,932 (88.9)	3,103 (75.4)	36,153 (34.0)	6,648 (36.5)	5,875 (45.1)	11,116 (58.4)
1.023	1.023	89,555 (28.6)	24,675 (16.4)	875 (80.6)	2,936 (70.4)	11,303 (11.3)	1,813 (11.2)	1,842 (15.4)	5,906 (34.4)	64,881 (39.9)	1,932 (88.9)	3,103 (75.4)	36,207 (34.1)	6,648 (36.5)	5,875 (45.1)	11,116 (58.4)
1.024	1.024	89,743 (28.6)	24,689 (16.4)	875 (80.6)	2,940 (70.5)	11,313 (11.3)	1,813 (11.2)	1,842 (15.4)	5,906 (34.4)	65,054 (40.0)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	36,262 (34.2)	6,648 (36.5)	5,884 (45.2)	11,186 (58.8)
1.025	1.025	89,982 (28.7)	24,744 (16.4)	875 (80.6)	2,940 (70.5)	11,360 (11.4)	1,813 (11.2)	1,846 (15.4)	5,910 (34.5)	65,239 (40.1)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	36,341 (34.2)	6,652 (36.5)	5,934 (45.6)	11,238 (59.1)
1.026	1.026	90,037 (28.7)	24,747 (16.4)	875 (80.6)	2,940 (70.5)	11,364 (11.4)	1,813 (11.2)	1,846 (15.5)	5,910 (34.5)	65,289 (40.1)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	36,352 (34.2)	6,652 (36.5)	5,973 (45.9)	11,238 (59.1)
1.027	1.027	90,263 (28.8)	24,755 (16.4)	875 (80.6)	2,944 (70.6)	11,368 (11.4)	1,813 (11.2)	1,846 (15.5)	5,910 (34.5)	65,508 (40.3)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	36,522 (34.4)	6,701 (36.8)	5,973 (45.9)	11,238 (59.1)
1.028	1.028	90,448 (28.9)	24,799 (16.5)	875 (80.6)	2,944 (70.6)	11,372 (11.4)	1,813 (11.2)	1,846 (15.5)	5,949 (34.7)	65,649 (40.3)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	36,616 (34.5)	6,701 (36.8)	6,020 (46.3)	11,238 (59.1)
1.029	1.029	90,721 (29.0)	25,043 (16.6)	875 (80.6)	2,944 (70.6)	11,382 (11.4)	1,813 (11.2)	1,905 (15.9)	6,125 (35.7)	65,678 (40.4)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	36,632 (34.5)	6,705 (36.8)	6,028 (46.3)	11,238 (59.1)
1.030	1.030	94,687 (30.2)	26,237 (17.4)	875 (80.6)	3,049 (73.1)	12,303 (12.3)	1,813 (11.2)	1,913 (16.0)	6,285 (36.6)	68,450 (42.1)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	38,302 (36.1)	7,245 (39.8)	6,466 (49.7)	11,364 (59.7)
1.031	1.031	94,800 (30.3)	26,341 (17.5)	875 (80.6)	3,049 (73.1)	12,355 (12.3)	1,813 (11.2)	1,965 (16.4)	6,285 (36.6)	68,458 (42.1)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	38,306 (36.1)	7,245 (39.8)	6,470 (49.7)	11,364 (59.7)
1.032	1.032	95,061 (30.3)	26,498 (17.6)	875 (80.6)	3,108 (74.5)	12,355 (12.3)	1,813 (11.2)	1,965 (16.4)	6,383 (37.2)	68,563 (42.1)	1,932 (88.9)	3,142 (76.3)	38,306 (36.1)	7,248 (39.8)	6,571 (50.5)	11,364 (59.7)

1.033	1.033	95,180	26,551	875	3,112	12,404	1,813	1,965	6,383	68,628	1,932	3,142	38,367	7,248	6,576	11,364
		(30.4)	(17.6)	(80.6)	(74.6)	(12.4)	(1.1)	(16.4)	(37.2)	(42.2)	(88.9)	(76.3)	(36.1)	(39.8)	(50.5)	(59.7)
1.034	1.034	95,266	26,556	875	3,112	12,409	1,813	1,965	6,383	68,710	1,932	3,142	38,444	7,248	6,576	11,368
		(30.4)	(17.6)	(80.6)	(74.6)	(12.4)	(1.1)	(16.4)	(37.2)	(42.2)	(88.9)	(76.3)	(36.2)	(39.8)	(50.5)	(59.8)
1.035	1.035	95,437	26,572	875	3,112	12,417	1,813	1,965	6,391	68,865	1,932	3,142	38,452	7,325	6,646	11,368
		(30.5)	(17.6)	(80.6)	(74.6)	(12.4)	(1.1)	(16.4)	(37.3)	(42.3)	(88.9)	(76.3)	(36.2)	(40.2)	(51.1)	(59.8)
1.036	1.039	95,898	26,612	875	3,112	12,441	1,813	1,968	6,403	69,286	1,932	3,241	38,702	7,379	6,659	11,372
		(30.6)	(17.7)	(80.6)	(74.6)	(12.4)	(1.1)	(16.5)	(37.3)	(42.6)	(88.9)	(78.7)	(36.4)	(40.5)	(51.2)	(59.8)
1.040	1.049	97,983	27,110	875	3,197	12,732	1,813	2,051	6,443	70,873	1,932	3,241	39,706	7,655	6,879	11,460
		(31.3)	(18.0)	(80.6)	(76.6)	(12.7)	(1.1)	(17.2)	(37.4)	(43.6)	(88.9)	(78.7)	(37.4)	(42.0)	(52.9)	(60.2)
1.050	1.059	105,045	28,365	1,016	3,368	13,328	1,862	2,116	6,675	76,679	2,104	3,553	42,932	8,383	7,287	12,421
		(33.5)	(18.8)	(93.5)	(80.8)	(13.3)	(1.5)	(17.7)	(40.4)	(47.1)	(96.8)	(86.3)	(40.4)	(46.0)	(56.0)	(65.3)
1.060	1.069	108,184	29,338	1,016	3,418	13,800	1,918	2,122	7,065	78,846	2,104	3,606	44,399	8,496	7,650	12,592
		(34.5)	(19.5)	(93.5)	(81.9)	(13.8)	(1.5)	(17.8)	(41.2)	(48.5)	(96.8)	(87.6)	(41.8)	(46.6)	(58.8)	(66.2)
1.070	1.079	110,789	30,163	1,016	3,418	14,443	1,957	2,155	7,175	80,626	2,104	3,659	45,564	8,665	7,713	12,921
		(35.4)	(20.0)	(93.5)	(81.9)	(14.4)	(1.2)	(18.0)	(41.8)	(49.5)	(96.8)	(88.9)	(42.9)	(47.6)	(59.3)	(67.9)
1.080	1.089	113,374	30,673	1,016	3,430	14,814	1,966	2,249	7,199	82,700	2,104	3,659	46,687	9,104	7,960	13,186
		(36.2)	(20.4)	(93.5)	(82.2)	(14.8)	(1.2)	(18.8)	(42.0)	(50.8)	(96.8)	(88.9)	(44.0)	(50.0)	(61.2)	(69.3)
1.090	1.099	115,572	31,503	1,016	3,430	15,452	1,973	2,319	7,314	84,069	2,104	3,659	47,632	9,214	8,063	13,398
		(36.9)	(20.9)	(93.5)	(82.2)	(15.4)	(1.2)	(19.4)	(42.6)	(51.7)	(96.8)	(88.9)	(44.9)	(50.6)	(62.0)	(70.4)
1.100	1.199	144,299	43,172	1,086	3,940	22,930	2,605	3,191	9,420	101,127	2,104	4,046	60,213	10,546	9,330	14,889
		(46.1)	(28.7)	(100.0)	(94.5)	(22.9)	(16.1)	(26.7)	(54.9)	(62.1)	(96.8)	(98.3)	(56.7)	(57.9)	(71.7)	(78.3)
1.200	1.299	170,754	54,227	4,021	4,021	30,013	3,620	4,594	10,883	116,527	2,174	4,116	71,661	12,514	9,990	16,071
		(54.5)	(36.0)	(96.4)	(96.4)	(30.0)	(22.4)	(38.5)	(63.5)	(71.6)	(100.0)	(100.0)	(67.5)	(68.7)	(76.8)	(84.5)
1.300	1.399	193,127	65,196	4,117	4,117	37,278	4,528	5,896	12,292	127,931	2,174	4,116	80,489	13,824	10,645	16,682
		(61.6)	(43.3)	(98.7)	(98.7)	(37.3)	(28.0)	(49.3)	(71.7)	(78.6)	(100.0)	(100.0)	(75.8)	(75.9)	(81.8)	(87.7)
1.400	1.499	211,551	75,775	4,122	4,122	45,031	5,678	6,775	13,083	135,776	2,104	3,659	86,569	14,683	11,288	16,946
		(67.5)	(50.3)	(98.8)	(98.8)	(45.0)	(35.2)	(56.7)	(76.3)	(83.4)	(96.8)	(88.9)	(81.5)	(80.6)	(86.7)	(89.1)
1.500	1.599	228,192	85,880	4,122	4,122	53,049	6,743	7,191	13,690	142,311	2,104	3,659	91,818	15,469	11,601	17,144
		(72.8)	(57.0)	(98.8)	(98.8)	(53.0)	(41.8)	(60.2)	(79.8)	(87.5)	(96.8)	(88.9)	(86.5)	(84.8)	(89.1)	(90.1)
1.600	1.699	243,157	96,163	4,122	4,122	60,841	7,791	8,089	14,234	146,994	2,104	3,659	95,614	16,232	11,658	17,201
		(77.6)	(63.9)	(98.8)	(98.8)	(60.8)	(48.3)	(67.7)	(83.0)	(90.3)	(96.8)	(88.9)	(90.0)	(89.1)	(89.6)	(90.4)
1.700	1.799	253,869	103,871	4,122	4,122	66,641	8,745	8,546	14,731	149,998	2,104	3,659	97,715	16,731	11,962	17,299
		(81.0)	(69.0)	(98.8)	(98.8)	(66.6)	(54.2)	(71.5)	(85.9)	(92.2)	(96.8)	(88.9)	(92.0)	(91.8)	(91.9)	(90.9)
1.800	1.899	262,341	110,530	4,122	4,122	71,813	9,409	9,047	15,053	151,811	2,104	3,659	98,863	16,921	12,229	17,507
		(83.7)	(73.4)	(98.8)	(98.8)	(71.8)	(58.3)	(75.7)	(87.8)	(93.3)	(96.8)	(88.9)	(93.1)	(92.9)	(94.0)	(92.0)
1.900	1.999	269,839	115,847	4,122	4,122	75,766	10,362	9,377	15,135	153,992	2,104	3,659	100,601	17,035	12,468	17,597
		(86.1)	(76.9)	(98.8)	(98.8)	(75.7)	(64.2)	(78.5)	(88.3)	(94.6)	(96.8)	(88.9)	(94.7)	(93.5)	(95.8)	(92.5)
2.000	2.000	313,287	150,556	4,171	4,171	100,059	16,145	11,946	17,149	162,731	2,104	3,659	106,183	18,220	13,014	19,023
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金		202,349	257,909	43,804	78,767	274,938	316,718	243,338	170,457	150,947	48,438	65,428	163,860	161,716	138,799	107,084
時均賃金		1,468	1,713	976	1,065	1,172	1,370	1,599	1,406	1,242	976	997	1,256	1,192	1,113	91
月一人当たり労働時間		133	150	44	77	157	136	149	123	118	50	65	127	123	935	935
第1・2・0分位数		935	935	935	935	950	1,000	1,000	1,000	940	935	935	935	945	940	950
第1・1・0分位数		950	980	935	935	1,000	1,000	1,000	1,000	980	935	935	950	945	940	940
第1・4分位数		1,000	1,136	940	940	1,226	1,333	1,153	1,226	1,080	950	950	1,000	990	950	940
中四分位差係数		1,240	1,489	1,000	1,000	1,562	1,722	1,434	1,722	1,080	950	950	1,126	1,093	1,032	1,000
四分位差係数		0.2577	0.2707	0.0316	0.0510	0.2401	0.3005	0.2563	0.2076	0.1634	0.0342	0.0354	0.1687	0.1738	0.1453	0.0960

【下段】 累積構成比

【上段】 累積労働者数

賃金分布表(3) (地域・産業・就業形態・規模・職種別の賃金額階級別、勤続年数別表)
06年

最低賃金：935円

現值 (全て)

就業形態：(全て)

現值 (全て)

期間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	勤続年数						
	合計	3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上
計	313,287	14,276	9,924	16,376	29,872	20,326	222,513
円	4,864	69	203	308	630	410	3,244
- 924	(1.6)	(0.5)	(2.0)	(1.9)	(2.1)	(2.0)	(1.5)
925 -							
926 -							
927 -	10						10
	(0.0)						(0.0)
928 -	10				4		6
	(0.0)				(0.0)		(0.0)
929 -	4						4
	(0.0)						(0.0)
930 -	39						39
	(0.0)						(0.0)
931 -	4						4
	(0.0)						(0.0)
932 -	4						4
	(0.0)						(0.0)
933 -	158						158
	(0.1)						(0.1)
934 -	58						58
	(0.0)						(0.0)
935 -	15,716	1,788	763	1,798	2,226	848	8,294
	(5.0)	(12.5)	(7.7)	(11.0)	(7.5)	(4.2)	(3.7)
936 -	63				63		
	(0.0)				(0.2)		(0.0)
937 -	494	8			39	138	309
	(0.2)	(0.1)			(0.1)	(0.7)	(0.1)
938 -	172		52		120		
	(0.1)		(0.5)		(0.4)		
939 -	200						200
	(0.1)						(0.1)
940 -	7,179	386	367	526	1,587	478	3,836
	(2.3)	(2.7)	(3.7)	(3.2)	(5.3)	(2.3)	(1.7)
941 -							
942 -	104			59		39	6
	(0.0)			(0.4)		(0.2)	(0.0)
943 -	12						12
	(0.0)						(0.0)
944 -	129			49		4	76
	(0.0)			(0.3)		(0.0)	(0.0)
945 -	674				75	122	477
	(0.2)				(0.2)	(0.6)	(0.2)
946 -	53						53
	(0.0)						(0.0)
947 -	75						75
	(0.0)						(0.0)
948 -	9						9
	(0.0)						(0.0)

1,005 -	1,005	125				4	9	49	63
		(0.0)				(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.0)
1,006 -	1,006	674	22	31		111	159	67	285
		(0.2)	(0.2)	(0.3)		(0.7)	(0.5)	(0.3)	(0.1)
1,007 -	1,007	76		21					55
		(0.0)		(0.2)					(0.0)
1,008 -	1,008	21	5			4	4	8	
		(0.0)	(0.0)			(0.0)	(0.0)	(0.0)	
1,009 -	1,009	73	5				7		61
		(0.0)	(0.0)				(0.0)		(0.0)
1,010 -	1,010	1,103		5		7		7	1,084
		(0.4)		(0.0)		(0.0)		(0.0)	(0.5)
1,011 -	1,011	215				4	4	55	153
		(0.1)				(0.0)	(0.0)	(0.3)	(0.1)
1,012 -	1,012	47							47
		(0.0)							(0.0)
1,013 -	1,013	21					5		16
		(0.0)					(0.0)		(0.0)
1,014 -	1,014	17	4			4		5	5
		(0.0)	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)
1,015 -	1,015	158						5	154
		(0.1)						(0.0)	(0.1)
1,016 -	1,016	182					4	21	157
		(0.1)					(0.0)	(0.1)	(0.1)
1,017 -	1,017	459				47	94	47	271
		(0.1)				(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.1)
1,018 -	1,018	381				117	110		154
		(0.1)				(0.7)	(0.4)		(0.1)
1,019 -	1,019	52					39		12
		(0.0)					(0.1)		(0.0)
1,020 -	1,020	1,814		79		114	136	94	1,380
		(0.6)		(0.8)		(0.7)	(0.5)	(0.5)	(0.6)
1,021 -	1,021	26						4	22
		(0.0)						(0.0)	(0.0)
1,022 -	1,022	295	55			4	60	98	78
		(0.1)	(0.4)			(0.0)	(0.2)	(0.5)	(0.0)
1,023 -	1,023	163		4			8	8	143
		(0.1)		(0.0)			(0.0)	(0.0)	(0.1)
1,024 -	1,024	188				6	44	4	134
		(0.1)				(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.1)
1,025 -	1,025	239							239
		(0.1)							(0.1)
1,026 -	1,026	54	4						51
		(0.0)	(0.0)						(0.0)
1,027 -	1,027	227	160				14	49	4
		(0.1)	(1.1)				(0.0)	(0.2)	(0.0)
1,028 -	1,028	185						4	181
		(0.1)						(0.0)	(0.1)
1,029 -	1,029	273				59	14		200
		(0.1)				(0.4)	(0.0)		(0.1)
1,030 -	1,030	3,966		231		526	475	303	2,430
		(1.3)		(2.3)		(3.2)	(1.6)	(1.5)	(1.1)
1,031 -	1,031	112					52	4	56
		(0.0)					(0.2)	(0.0)	(0.0)
1,032 -	1,032	262	59					4	199
		(0.1)	(0.4)					(0.0)	(0.1)

諸手当の種類別労働者1人平均支給額

	精皆勤手当	通勤手当	家族手当	その他の手当額
北海道				
青森				
岩手				
宮城				
秋田				
山形				
福島				
茨城				
栃木				
群馬	1218	4398	1450	14654
埼玉				
千葉				
東京				
神奈川				
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
岐阜				
静岡				
愛知				
三重				
滋賀				
京都				
大阪				
兵庫				
奈良				
和歌山				
鳥取				
島根				
岡山				
広島				
山口				
徳島				
香川				
愛媛				
高知				
福岡				
佐賀				
長崎				
熊本				
大分				
宮崎				
鹿児島				
沖縄				

群馬県における生活保護と最低賃金の比較

令和6年7月

○ 令和4年度

1 生活保護

生活扶助基準	72,427円
住宅扶助実績値	23,543円
合計	<u>95,970円</u>

2 最低賃金

125,530円

3 生活保護と最低賃金の比較

(1) 月額

△29,560円

(2) 時間額換算

△211円

○ 令和5年度

令和5年度群馬県地域別最低賃金引上げ額40円

△251円

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について
(生活保護及び最低賃金は令和4年度のデータを使用)

1 前提

- 若年単身 → 生活保護では18～19歳・単身世帯
- 冬季加算地区 V区
- 級地別人口

1級地-1	0人	1級地-2	0人
2級地-1	811,567人	2級地-2	0人
3給地-1	861,038人	3級地-2	266,505人
計	1,939,110人		

※ 令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町村別の人口

- 説明の都合により、数値の端数処理が行われている箇所があるが、実際に計算する際は、特に断りのない限り端数処理は行わないこと。

2 生活保護

(1) 生活扶助基準(令和4年度)

- ① 第1類費+第2類費(冬季加算を除く)

第1類費と第2類費の合計の人口加重平均を求めると

$$(71,460円 \times 811,567人 + 68,430円 \times 861,038人 + 66,940円 \times 266,505人) \div 1,939,110人 = \underline{69,493.3円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

- ② 第2類のうち冬季加算(1か月平均)

群馬県はV区に分類されるため、11月から3月まで5か月間支給。(群馬は級地別なし)

$$4,630円 \times 5月 \div 12月 = \underline{1,929.1円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

- ③ 期末一時扶助費(1か月平均)

級地別の期末一時扶助費(1か月平均)

$$2級地-1 \quad 12,880円 \times 1月 \div 12月 = 1,073円$$

$$3級地-1 \quad 11,610円 \times 1月 \div 12月 = 968円$$

$$3級地-2 \quad 10,970円 \times 1月 \div 12月 = 914円$$

$$(1,073円 \times 811,567人 + 968円 \times 861,038人$$

$$+ 914円 \times 266,505人) \div 1,939,110人 = \underline{1,004.4円}$$

- ④ 生活扶助基準(1類費+2類費(冬季加算込み)+期末一時扶助費)

$$= \textcircled{1} 69,493.3円 + \textcircled{2} 1,929.1円 + \textcircled{3} 1,004.4円 = \underline{72,426.8円}$$

(2) 住宅扶助実績値(令和4年度)

・単身被保護世帯数

群馬県(前橋市・高崎市を除く) 5,505世帯、前橋市 2,922世帯、高崎市 2,545世帯。 合計 10,972世帯

・住宅扶助実績値

群馬県（前橋市・高崎市を除く）21,170円80銭、前橋市25,859円10銭、高崎市26,014円30銭

※1 令和4年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される群馬県（前橋市・高崎市を除く）、前橋市、高崎市の単身被保護世帯数及び同1世帯当たり住宅補助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

・(25,859円10銭×2,922世帯+26,014円30銭×2,545世帯+21,170円80銭×5,505世帯)÷10,972世帯
=23,542.8円（1円未満四捨五入せず）

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上(1)、(2)より、

72,426.8円+23,542.8円=95,970円（95,969.6円）

3 最低賃金との比較

時給895円（令和4年度群馬県最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1か月の収入（手取額）は、

895円×173.8時間×0.807=125,530円（1円未満四捨五入）

※ 0.807は、税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

生活保護95,970円-最低賃金（手取額）125,530円=△29,560円となるため、最低賃金が生産保護の水準を上回っている。この差額を173.8時間で割って1時間あたりとし、0.807で割って手取額から額面に換算すると、

△29,560円÷173.8÷0.807=△211円/時間（1円未満四捨五入）となる。

群馬労働局長 上野 康博 様

群馬地方最低賃金審議会長 谷口 聡 様

2024年7月29日

日本共産党群馬県委員会

委員長

日本共産党群馬県議団

最低賃金時給大幅引き上げの実現に関する申し入れ

日ごろから、国民・県民生活の向上にご尽力されていることに敬意を表します。

総務省が発表した6月の全国消費者物価指数では、前年同月比+2.6%と、34 カ月連続で上昇しました。政府の負担軽減策が半減されたことなどが影響し、電気代や都市ガス代が値上がりしました。前年同月比で電気代+13.4%、生鮮野菜+11.5%、ガソリン+3.7%など、生活に欠かせないあらゆる物価の値上がりが明らかになりました。

一方で、厚生労働省が8日に発表した5月の毎月勤労統計調査(速報)によると、実質賃金は前年同月比-1.4%と、26 カ月連続でマイナスとなり、過去最長を更新しています。

こうした中、中央最低賃金審議会は7月24日、2024年度の最低賃金引き上げの目安額を全国一律で50円とすることを決めました。現在の群馬県の最低賃金は935円ですが、50円の引き上げでは物価高騰に追いつきません。また、50円プラスを実現しても、関東地方の中で、群馬県だけが1000円に届かない状況になります。これでは県民の気持ちに答えられません。65円以上がぜひとも必要です。

全国労働組合総連合(全労連)が実施した最低生計費調査では、健康で文化的な「人間らしい暮らし」をするためには、全国どこでも時給1500円以上必要なことが明らかになっています。岸田首相は「2030年代半ばまでには、全国平均で1500円にする」としていますが、あまりに遅すぎます。

同時に、賃金引き上げのためには、社会保険の負担軽減など中小企業への支援も不可欠です。全国一律で最賃の大幅引き上げが実現すれば、県内から東京や埼玉への労働力人口の流出に歯止めをかけ、地域経済や中小企業の経営安定化にもつながります。

昨年は地方最低賃金審議会に、茨城、佐賀県知事が最低賃金の大幅引き上げを求め、今年は徳島県知事が1000円を越すように104円以上という申し入れをおこなっています。

以上をふまえ、日本共産党群馬県委員会と同県議団は、以下の事項の実現を強く要望します。

記

- 1、今回の最低賃金の引き上げを全国指針の50円の引き上げよりも高い65円以上の引き上げをめざし、最低でも1000円を越すこと。
- 2、岸田首相も提案する最低賃金の時給1500円以上をできるだけ早く実現すること。
- 3、最低賃金は全国一律とし、地域間格差を解消するよう政府に求めること。
- 4、中小企業、小規模事業者が賃金引き上げをするための、財政上、税制上の支援強化を政府に求めること。

以上

